

2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月

第2期

那 霸 市

子ども・子育て 支援事業計画



2020(令和2)年3月
那覇市



はじめに

はいたい　ぐすーよー　ちゅうがなびら。

那覇市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的に策定する計画です。



本市は、これまで第 1 期那覇市子ども・子育て支援事業計画の下、待機児童の解消をはじめとする「子育て支援」の充実を市政運営の最重要課題に掲げ、施設・事業の整備や公立幼稚園の幼保連携型認定こども園化の推進、保育士等の確保対策の取り組みなどのほか、事業者や地域の団体等と協働による子ども・子育て支援に係る事業を展開してきました。

こうした取り組みにより、保育の量的拡大が着実に進み、また、すべての公立幼稚園が認定こども園へと移行し幼保の分け隔てなく教育・保育が一体的に行われる体制が整備されるとともに、教育・保育の質的改善や地域子ども・子育て支援事業の拡充なども図られてきたところです。

近年、本市の就学前の児童数は減少傾向にあり、2 万人を下回る形で推移しておりますが、好調な県経済などを背景に女性の就業機会が増えたことなどにより、教育・保育に対するニーズは高まっており、いまだ待機児童の解消には至っておりません。また、市民の多種多様なニーズの高まりなど、地域子ども・子育て支援事業においても、さらなる充実・強化が求められています。

第 2 期那覇市子ども・子育て支援事業計画では、こうした現状を踏まえ、第 1 期計画で設定した施策の目標値等を検証し、施設や事業等の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや目標値となる確保の見込み等について決めました。さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定される行動計画としても位置付け、児童館に関する施策の方向性を定め、本市の行動計画として盛り込みました。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第 5 次那覇市総合計画」で掲げるめざすまちの姿の一つ「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」に資する計画として位置付け、策定しました。「めざすまちの姿」は SDGs の理念とも合致するものであり、本計画では「誰一人取り残さない」という理念の実現に向けて、すべての成長過程にある子ども達の主体性や創造性を育み、向上心に富む市民が、輝かしい未来に向かって歩む、豊かな学びと文化が薫る、誇りあるまちづくりを目指します。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な見地からご意見をいただいた那覇市こども政策審議会の委員や関係団体の皆様をはじめ、アンケート及び市民意見募集にご協力いただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

いっぺー　にふえーで一びる。

令和 2 年 3 月　那覇市長　城間　幹子

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計からみる那覇市の状況	4
2 ニーズ調査の結果と分析	11
3 第1期計画の評価	23
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 本事業計画におけるめざすまちの姿	35
2 基本政策と施策	35
3 本事業計画における取り組み	36
第4章 量の見込みと確保方策	37
1 教育・保育提供区域の設定	37
2 将来人口推計	37
3 量の見込みと確保の内容	37
4 計画の推進に関する課題について	56
第5章 次世代育成支援対策としての関連施策(行動計画)	59
こどもの健全育成にむけた児童館の活用の推進	59
第6章 計画の進行管理	63
計画の推進に向けて	63
資料編	64

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、2010(平成 22)年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。2012(平成 24)年には、「子ども・子育て関連3法」が制定され、新制度のもとで制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざし、市町村においては2015(平成 27)年に子ども子育て支援事業計画を策定することになりました。

本市においては、これまで「那覇市次世代育成支援行動計画(前期計画)」(2005(平成 17)年3月策定)、「那覇市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(2010(平成 22)年3月策定)、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」(2015(平成 27)年3月策定)に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

しかしながら、2019(平成 31)年4月1日時点における本市の待機児童数は250人に上り、全国の市町村では6番目に待機児童数が多い自治体となっており、いまだ待機児童の解消には至っておりません。また、子ども・子育て支援制度のスタートから5カ年間が経過し、地域子ども・子育て支援事業においては第1期計画期間における実績等を踏まえ、より具体的な目標値等を設定することが必要となっております。

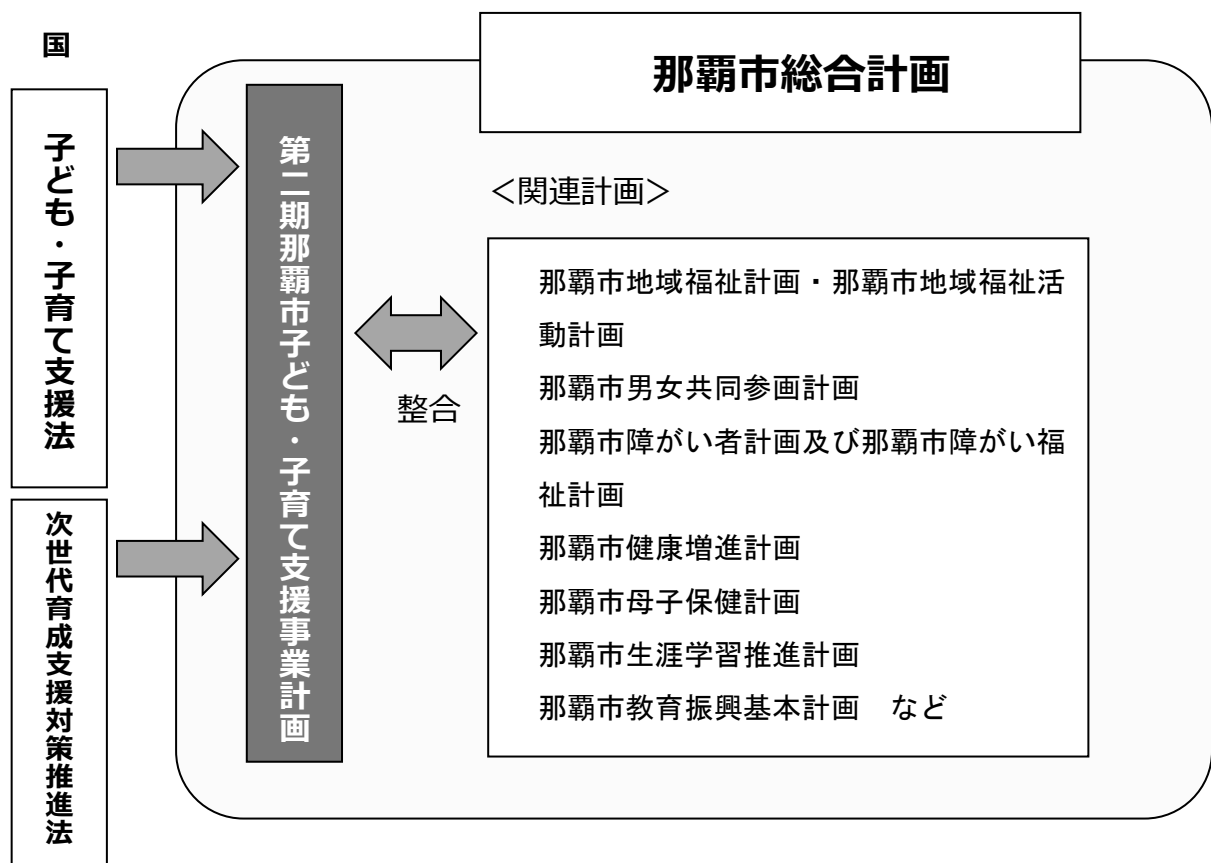
計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

本市においては、このような状況変化に対応し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。

また、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」「障害者計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 力年とします。計画最終年度である 2024（令和 6）年度には計画の達成状況の確認と見直しを行うこととし、必要に応じ計画期間中の見直しも行うこととします。

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 H31年度	2020年度 R 2 年度	2021年度 R 3 年度	2022年度 R 4 年度	2023年度 R 5 年度	2024年度 R 6 年度
第 1 期子ども・子育て支援事業計画									
					第 2 期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 那覇市こども政策審議会による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者などから構成される「那覇市こども政策審議会」において、関係団体からのヒアリング等も踏まえ、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

(2) 那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チームの設置

那覇市こども政策審議会とともに、庁内においても計画を策定するための那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チームを設置し、こどもみらい部及び関係各課の職員において計画の内容について協議を行ってきました。

(3) 利用希望把握調査(市民アンケート)等の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、那覇市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯約 4,200 件と、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯約 3,200 件を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援に関するサービスの利用希望把握調査を実施しました。また、認可保育園などの市内全事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、回答をいただいた事業者のうち 33 施設に対するヒアリング調査を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんからご意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

■実施期間 2019(令和元)年 12 月 25 日(水曜日) から 2020(令和2)年 1 月 24 日(金曜日)
(※パブリックコメントの実施結果については、資料編(P 69)に掲載しております。)

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

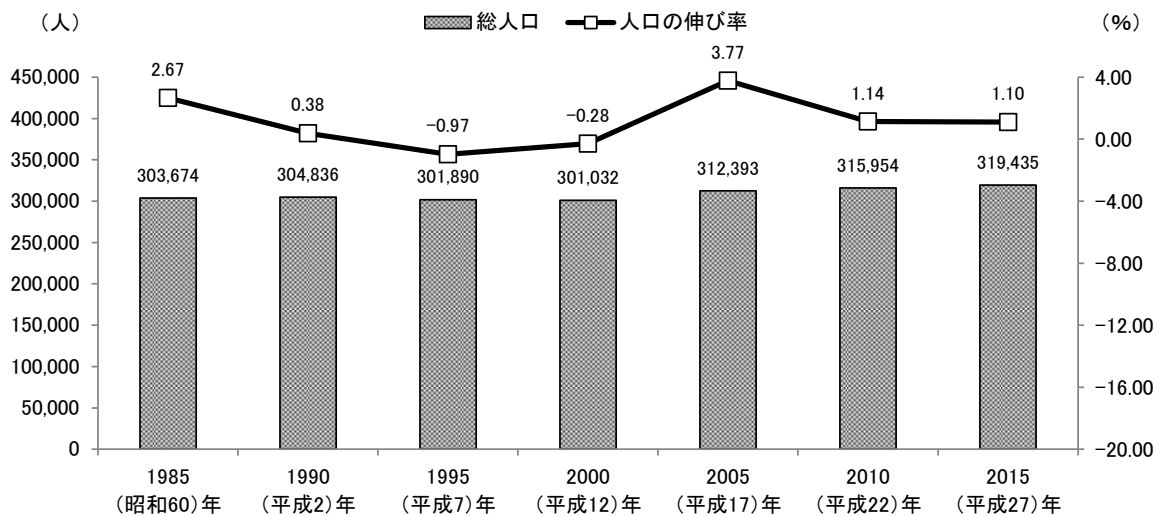
1 統計からみる那覇市の状況

人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

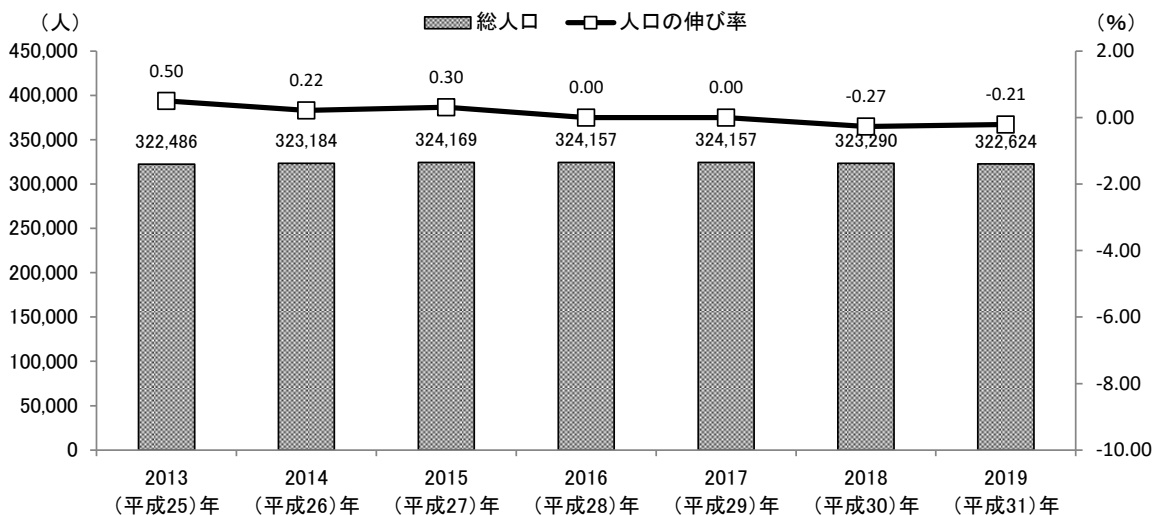
本市の国勢調査における人口をみると、2000（平成12）年以降増加傾向にあり、2015（平成27）年は319,435人となっています。住民基本台帳における人口では、2017（平成29）年以降減少に転じています。

図表1 人口の推移（国勢調査）



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表2 人口の推移（住民基本台帳）

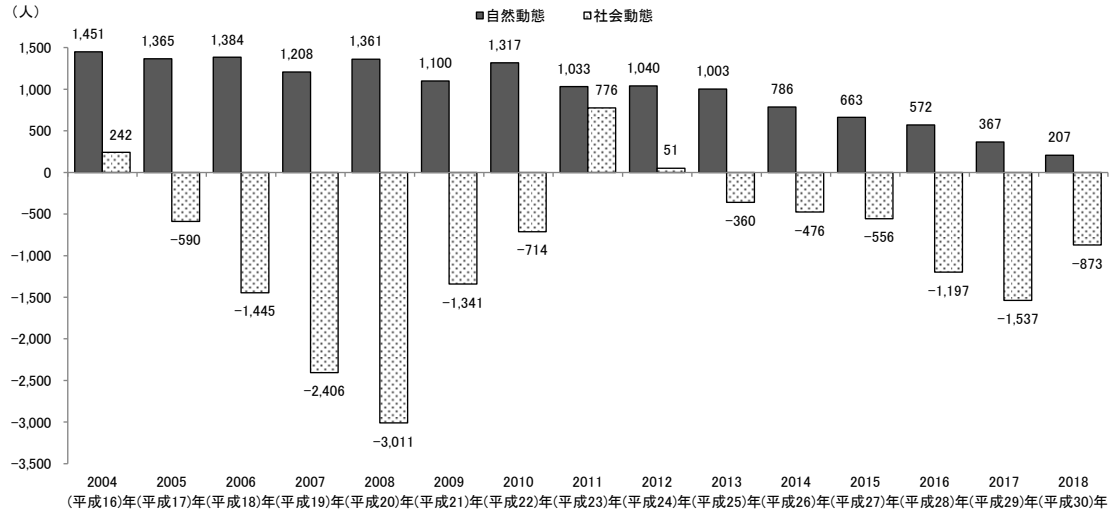


資料：住民基本台帳（2013（平成25）年～2018（平成30）年：各年1月1日、
2019（平成31）年：2018（平成30）年12月31日）

(2) 人口動態

自然動態は増加の状態が続いていますが、その数は減少傾向にあり、2018（平成 30）年は 207 人となっています。また、社会増減は 2013（平成 25）年以降減少に転じており、2018（平成 30）年は-873 人となっています。

図表 3 人口動態



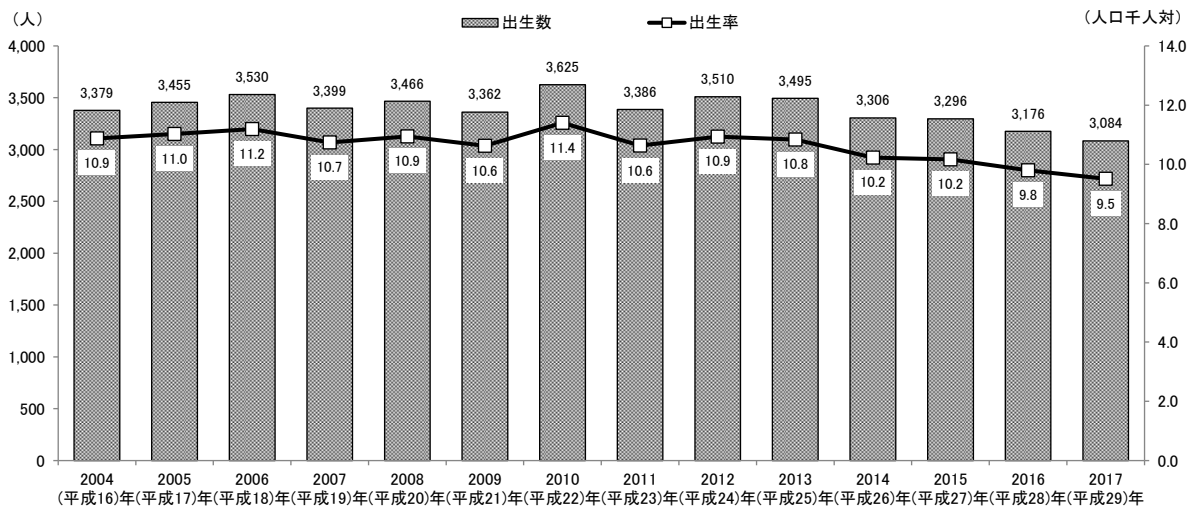
資料：人口動態調査（自然動態／2004（平成 16）年～2018（平成 30）年、
住民基本台帳移動報告（社会動態／2004（平成 16）年～2018（平成 30）年
：各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

市民文化部 ハイサイ市民課（自然動態・社会動態／2018（平成 30）年 12 月 31 日）

(3) 出生数

本市の出生数は 2004（平成 16）年以降、3,000～3,500 人程度で推移しています。そのなかでも 2012（平成 24）年以降は減少傾向にあり、2017（平成 29）年は 3,084 人となっています。出生率をみると、2016（平成 28）年、2017（平成 29）年は 10%を下回っています。

図表 4 出生数

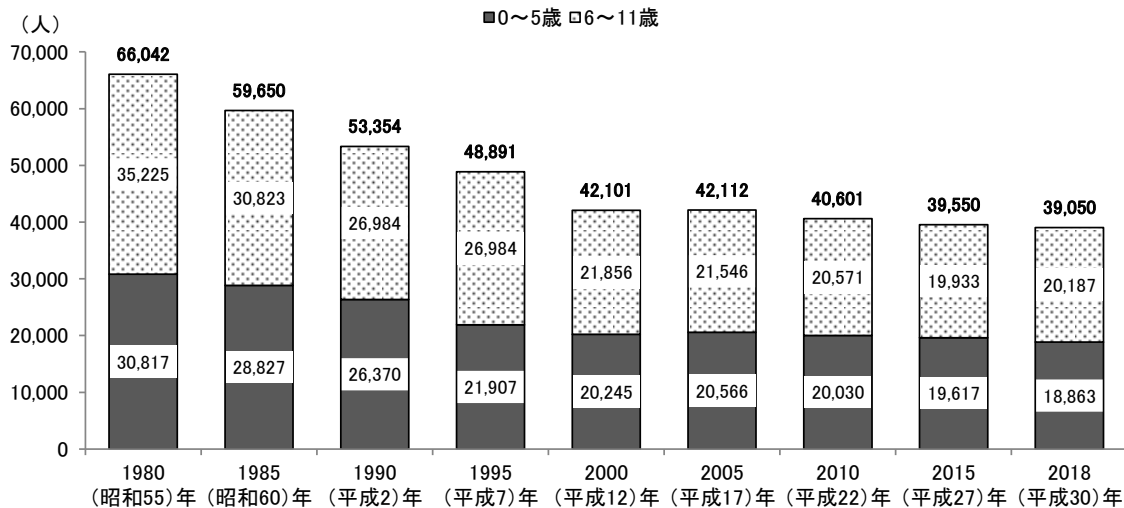


資料：人口動態調査（出生数／各年 1 月 1 日～12 月 31 日）、
住民基本台帳（人口／2004（平成 16）年～2011（平成 23）年：各前年 12 月 31 日、
2012（平成 24）年～2017（平成 29）年：各年 1 月 1 日）

(4) 対象となる児童の人口

本計画の対象となる12歳未満の人口をみると、1980(昭和55)年以降減少傾向にあり、2018(平成30)年は39,050人と、2015(平成27)年に続き40,000人を下回っています。そのうち、0～5歳が18,863人、6～11歳が20,187人となっています。

図表5 対象となる児童の人口



資料：国勢調査（1980（昭和55）年～2015（平成27）年）：各年10月1日

市民文化部 ハイサイ市民課（2018（平成30）年12月31日）

(5) 世帯の状況

2015(平成27)年の世帯の状況をみると、核家族世帯が53.9%、単独世帯が38.1%、3世代世帯が3.5%となっています。なかでも2000(平成12)年以降、単独世帯が増加傾向にあり、2015(平成27)年は51,519世帯となっています。同年の沖縄県と比較すると、単独世帯の割合が5.7ポイント高くなっています。

図表6 世帯の状況

	2000(平成12)年		2005(平成17)年		2010(平成22)年		2015(平成27)年		2015(平成27)年	
		%		%		%		%	沖縄県	%
世帯総数	109,440	100	122,185	100	129,221	100	135,265	100	559,215	100
世帯人員	292,746	-	307,070	-	310,901	-	312,318	-	1,398,717	-
親族のみの一般世帯	76,725	70.1	81,100	66.4	81,623	63.2	81,595	60.3	369,332	66.0
核家族世帯	66,740	61.0	70,741	57.9	72,086	55.8	72,956	53.9	327,514	58.6
夫婦のみの世帯	13,691	12.5	16,062	13.1	17,474	13.5	19,452	14.4	86,079	15.4
夫婦と子どもから成る世帯	38,221	34.9	38,233	31.3	37,614	29.1	36,366	26.9	170,639	30.5
6歳未満の世帯員のいる世帯	11,794	10.8	12,023	9.8	11,784	9.1	11,505	8.5	56,542	10.1
女親(男親)と子どもから成る世帯	14,828	13.5	16,446	13.5	16,998	13.2	17,138	12.7	70,796	12.7
6歳未満の世帯員のいる世帯	1,262	1.2	1,298	1.1	1,214	0.9	1,229	0.9	5,766	1.0
核家族以外の世帯	9,985	9.1	10,359	8.5	9,537	7.4	8,639	6.4	41,818	7.5
非親族を含む世帯	655	0.6	1,105	0.9	1,609	1.2	1,562	1.2	7,285	1.3
単独世帯	32,060	29.3	39,980	32.7	45,895	35.5	51,519	38.1	180,974	32.4
※世帯総数のうち3世代世帯	5,938	5.4	5,812	4.8	5,377	4.2	4,718	3.5	25,188	4.5
※世帯総数のうち母子世帯	3,482	3.2	3,631	3.0	2,991	2.3	3,060	2.3	14,439	2.6
6歳未満の世帯員のいる母子世帯	791	0.7	773	0.6	577	0.4	610	0.5	3,230	0.6
※世帯総数のうち父子世帯	362	0.3	363	0.3	290	0.2	314	0.2	1,738	0.3
6歳未満の世帯員のいる父子世帯	55	0.1	32	0.0	33	0.0	29	0.0	198	0.0

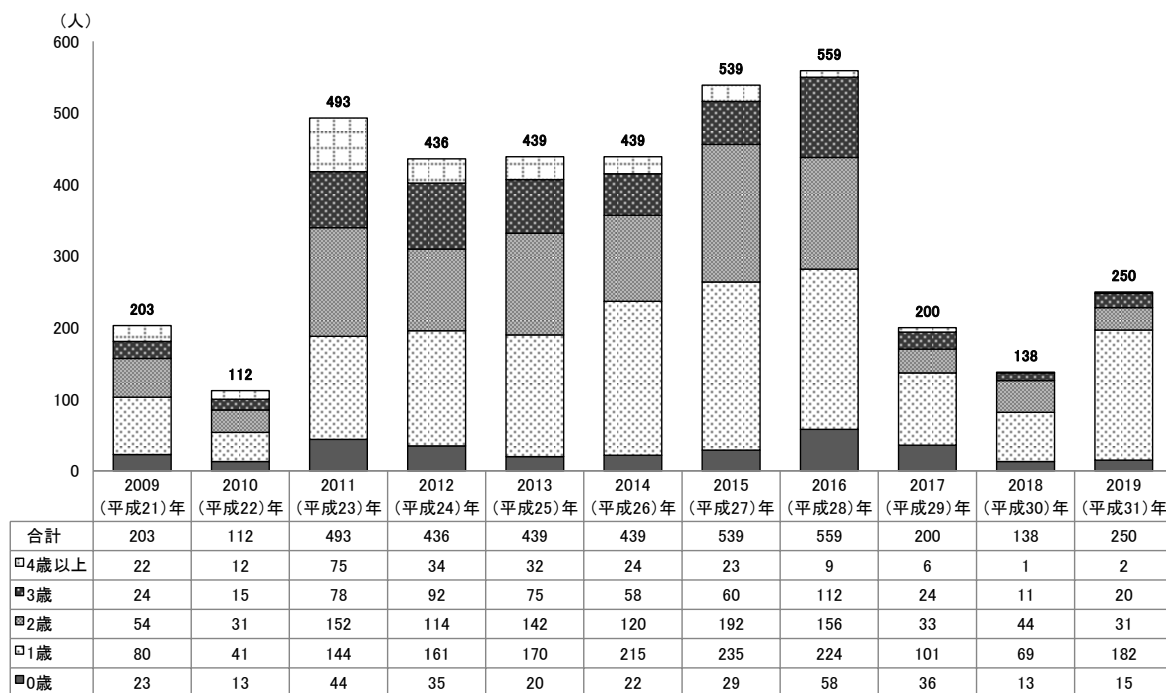
資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) 保育所入所待機児童数の推移

本市の待機児童数をみると、2016（平成 28）年の 559 人をピークに以降は減少しており、2019（平成 31）年は 250 人となっています。年齢別でみると、2011（平成 23）年を除いて 1 歳が最も多くなっており、2019（平成 31）年は 182 人となっています。

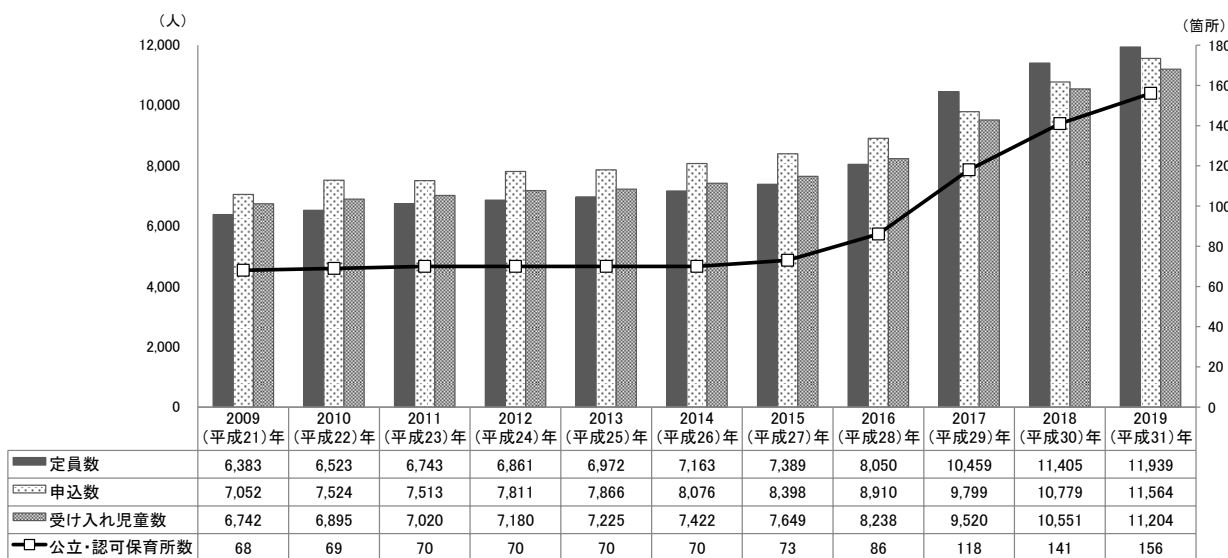
公立・認可保育所等の施設数と定員数は増加しており、2019（平成 31）年は 156 箇所・定員 11,939 人となっています。申込数、受け入れ児童数も増加傾向となっていますが、2017（平成 29）年以降は申込数を上回る定員数を確保しています。

図表 7 保育所入所待機児童数の推移



資料：こども政策課（各年 4 月 1 日）

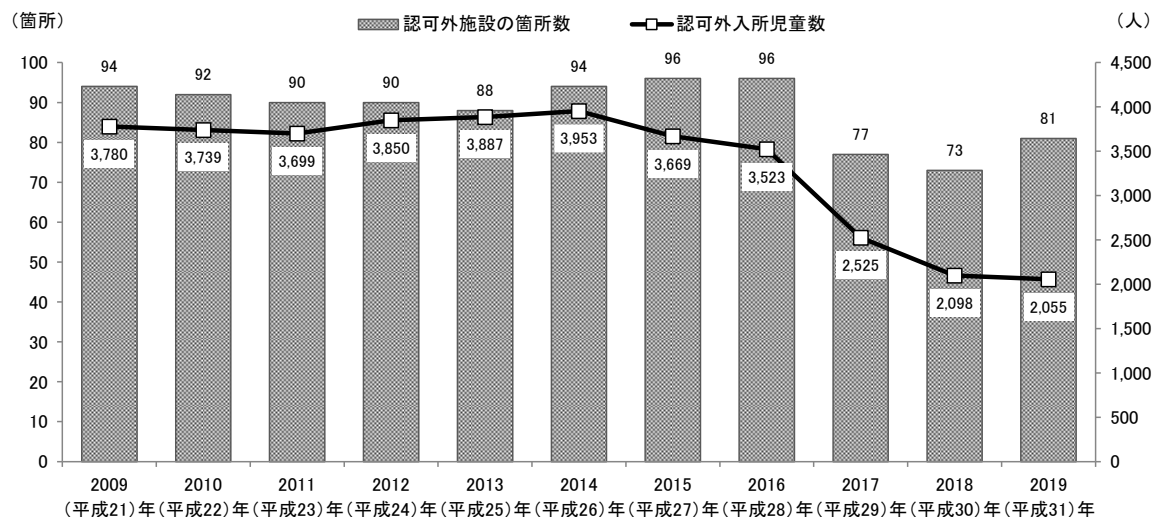
図表 8 公立・認可保育所等の受け入れ状況(認定こども園、小規模保育事業等を含む)



資料：こども政策課

認可外施設の箇所数をみると、2016（平成 28）年までは 90 箇所前後で推移していましたが、2017（平成 29）年以降は減少しており、2019（平成 31）年は 81 箇所となっています。認可外入所児童数は 2014（平成 26）年以降減少傾向にあり、2019（平成 31）年は 2,055 人となっています。

図表 9 認可外施設の受け入れ状況



※認可外入所児童数には、他市町村からの入所児童を含む

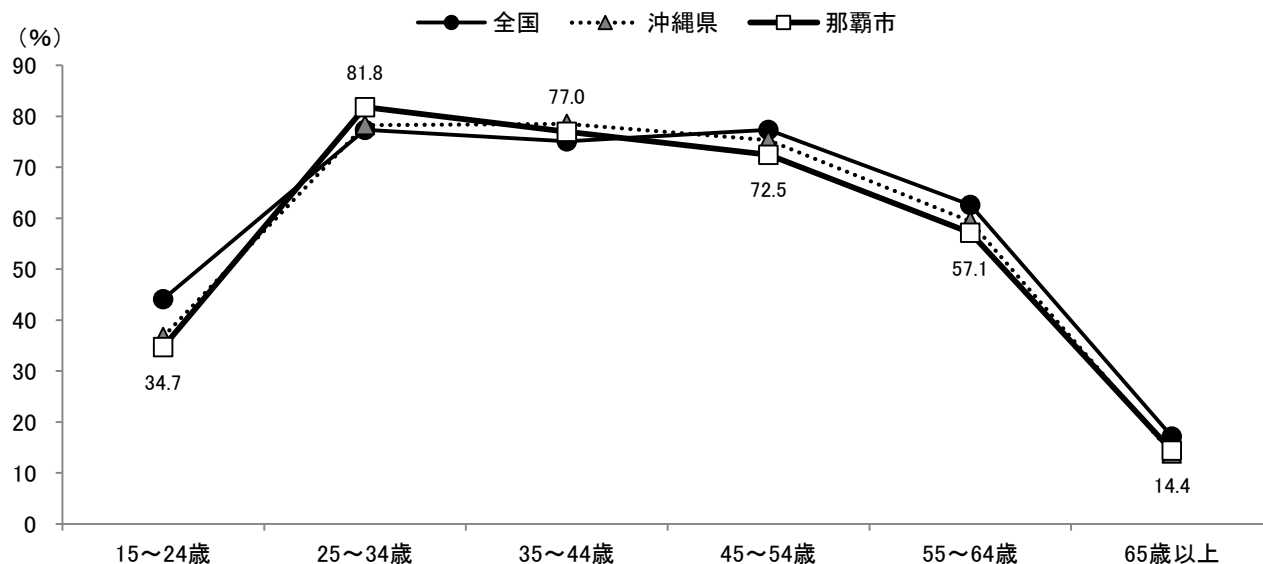
資料：こども政策課

産業、就労の状況

(1) 女性の年齢別就業率

2017（平成 29）年の本市の女性の年齢別就業率をみると、25～34 歳で 81.8%と最も高く、全国と沖縄県の就業率よりも高くなっています。また、35 歳～44 歳でも全国を上回る 77%となっています。なお、国の子育て安心プラン実施方針においては女性の就業率 8 割に対応できるようニーズを推計することになっており、本市は、概ね国の想定する就業状況となっています。

図表 10 女性の年齢別就業率



資料：平成 29 年就業構造基本調査（10 月 1 日）

(2) 調査結果に基づく保護者の就業率

就労環境について、2013（平成 25）年度および 2018（平成 30）年度のニーズ調査の結果を比較すると、両親ともにフルタイムの家庭が全体で 5.86 ポイント上昇しています。子どもの年齢別でみると、0 歳児を持つ専業主婦（主夫）家庭では 10.92 ポイント下降、0 歳児を持ち両親のどちらかがフルタイム、もう一方がパートの家庭では 8.69 ポイント上昇しています。

育児休業の取得に関しては、取得した母親の割合が 8.54 ポイント上昇しています。また、母親の復職時の子どもの年齢をみると、0 歳 7 か月～11 か月が 14.39 ポイント下降しています。

図表 11 就労環境（現在の家庭類型）の比較

2013(平成25)年度ニーズ調査					2018(平成30)年度ニーズ調査				
	0歳	1～2歳	3～5歳	総計		0歳	1～2歳	3～5歳	総計
ひとり親家庭	9	41	164	214		20	55	156	231
フルタイム×フルタイム	53	255	554	862		244	357	609	1,210
フルタイム×パート	12	134	391	537		89	179	394	662
専業主婦(主夫)	36	112	364	512		99	124	273	496
パート×パート		4	2	6		1	4	0	5
無業×無業			2	2		1	2	8	11
総計	110	546	1,477	2,133		454	721	1,440	2,615

	0歳	1～2歳	3～5歳	総計		0歳	1～2歳	3～5歳	総計
ひとり親家庭	8.18	7.51	11.10	10.03		4.41	7.63	10.83	8.83
フルタイム×フルタイム	48.18	46.70	37.51	40.41		53.74	49.51	42.29	46.27
フルタイム×パート	10.91	24.54	26.47	25.18		19.60	24.83	27.36	25.32
専業主婦(主夫)	32.73	20.51	24.64	24.00		21.81	17.20	18.96	18.97
パート×パート	0.00	0.73	0.14	0.28		0.22	0.55	0.00	0.19
無業×無業	0.00	0.00	0.14	0.09		0.22	0.28	0.56	0.42
総計	100.00	100.00	100.00	100.00		100.00	100.00	100.00	100.00

図表 12 育児休業の取得状況の比較

	2013(平成25)年度ニーズ調査	2018(平成30)年度ニーズ調査	調査時点の比較
母親が育児休業を取得した	43.76	52.30	8.54
父親が育児休業を取得した	2.05	3.49	1.44

図表 13 母親の復職時の子どもの月齢

	2013(平成25)年度ニーズ調査	2018(平成30)年度ニーズ調査	調査時点の比較
0歳～6か月	12.85	8.08	-4.77
0歳7か月～11か月	38.12	23.73	-14.39
1歳～1歳6か月	37.98	39.81	1.83
1歳7か月～1歳11か月	6.08	2.41	-3.67
2歳～2歳6か月	1.8	1.81	0.01
2歳7か月～2歳11か月	0.55	0.43	-0.12
3歳以上	0.55	0.52	-0.03
無回答	2.07	23.22	21.15
1歳以上	46.96	44.97	-1.99

2 ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査概要

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

■調査の実施概要

	概要
①調査地域	那覇市全域
②調査対象者	・那覇市内在住就学前児童家庭 ・那覇市内在住小学生児童家庭
③標本数	・就学前児童家庭：4,191 件 ・小学生児童家庭：3,273 件
④調査方法	・就学前児童家庭は、4,191 件のうち、3,191 件については、市内の教育・保育施設を通じて配布・回収を行い、1,000 件については、郵送による配布・回収を行いました。 ・小学生児童家庭は市内の小学校を通じて配布回収を行いました。

■回収状況

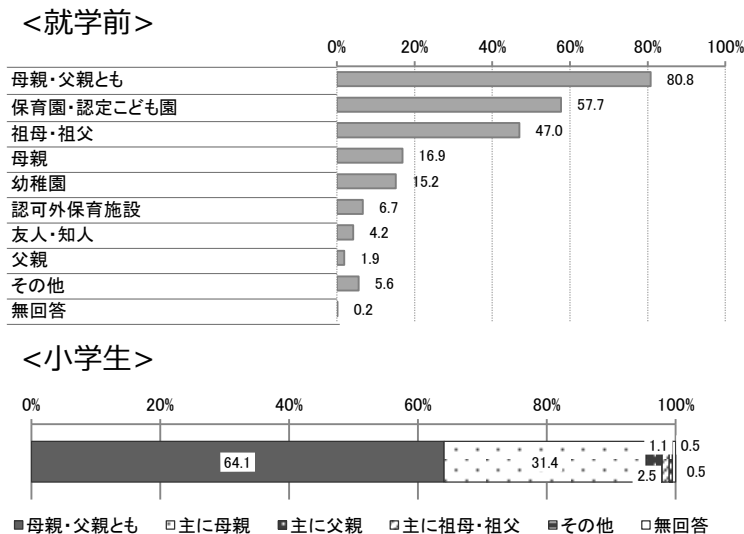
	配布数	回収数	回収率
全体	7,464	5,263	70.5%
就学前児童保護者	4,191	2,864	68.3%
小学生児童保護者	3,273	2,399	73.3%

(2) 調査結果

1 家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

子育て（教育を含む）を主に行っている人についてみると、就学前・小学生ともに「母親・父親とも」が6割以上と最も多く、次いで「主に母親」がともに3割程度となっています。就学前・小学生ともに、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割以上となっており、祖父母等の親族を始め何らかの支援が受けられる状況にある人が多い結果となっています。その一方で、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」との回答も1割以上います。

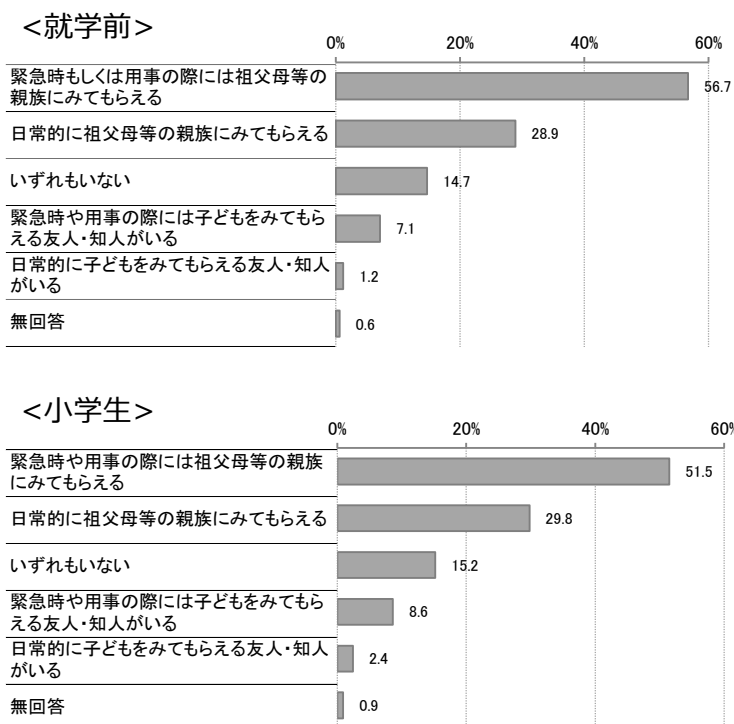
図表 14 子育てや教育を主に行っている方



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
母親・父親とも	2,315	80.8
保育園・認定こども園	1,653	57.7
祖母・祖父	1,345	47.0
母親	483	16.9
幼稚園	436	15.2
認可外保育施設	191	6.7
友人・知人	120	4.2
父親	55	1.9
その他	159	5.6
無回答	6	0.2

	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,399	100.0
母親・父親とも	1,537	64.1
主に母親	753	31.4
主に父親	60	2.5
主に祖母・祖父	26	1.1
その他	11	0.5
無回答	12	0.5

図表 15 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	1,623	56.7
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	828	28.9
いずれもない	421	14.7
緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	204	7.1
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	34	1.2
無回答	17	0.6

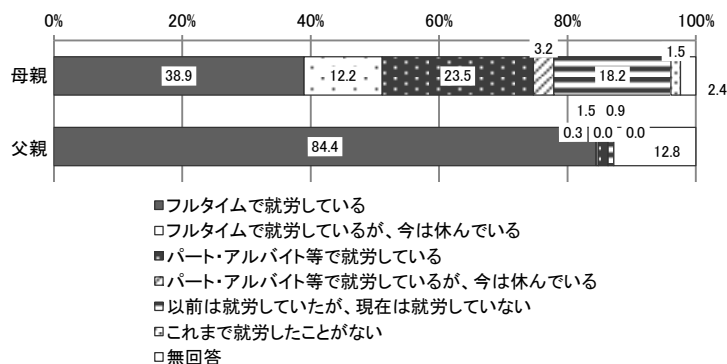
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,399	100.0
緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	1,236	51.5
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	714	29.8
いずれもない	365	15.2
緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	207	8.6
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	57	2.4
無回答	22	0.9

2 保護者の就労状況について

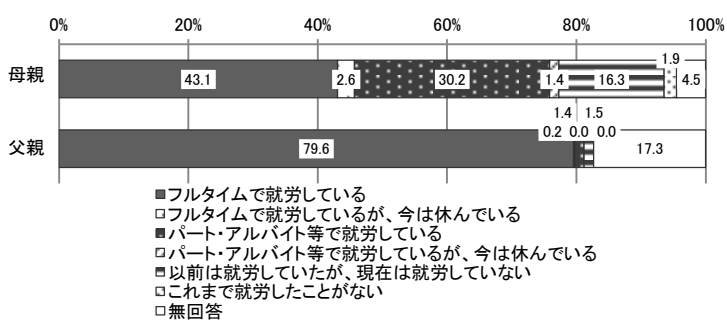
保護者の就労状況についてみると、母親では、就学前・小学生ともに「フルタイムで就労している」が4割程度となっています。また、“休暇中を含めて就労している（フルタイム・パート・アルバイト等）”は就学前では77.8%、小学生77.3%となっています。前回調査では、就学前で74.8%、小学生で71.3%となっており、就労している人が増えています。

図表 16 保護者の就労状況

<就学前>



<小学生>

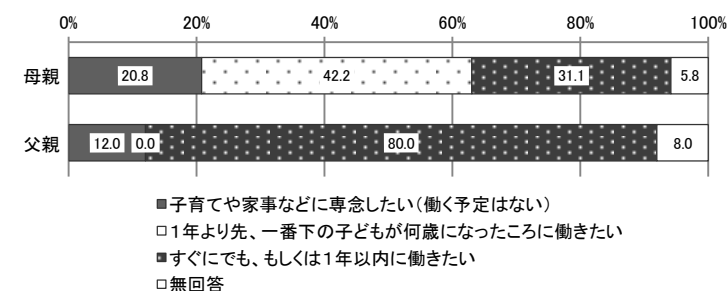


	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0	2,864	100.0
フルタイムで就労している	1,115	38.9	2,418	84.4
フルタイムで就労しているが、今は休んでいる	348	12.2	10	0.3
パート・アルバイト等で就労している	674	23.5	42	1.5
パート・アルバイト等で就労しているが、今は休んでいる	92	3.2	1	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	522	18.2	25	0.9
これまで就労したことがない	44	1.5	-	-
無回答	69	2.4	368	12.8

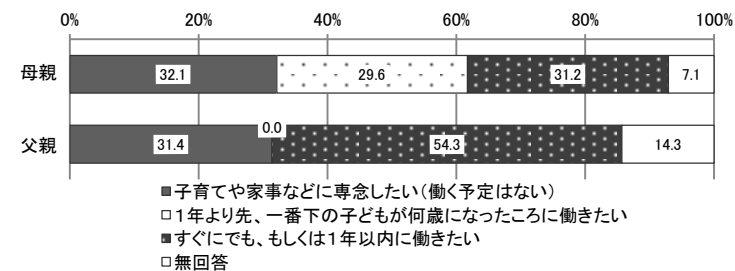
	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,399	100.0	2,399	100.0
フルタイムで就労している	1,034	43.1	1,910	79.6
フルタイムで就労しているが、今は休んでいる	62	2.6	5	0.2
パート・アルバイト等で就労している	725	30.2	33	1.4
パート・アルバイト等で就労しているが、今は休んでいる	33	1.4	1	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	390	16.3	35	1.5
これまで就労したことがない	46	1.9	-	-
無回答	109	4.5	415	17.3

図表 17 今後の就労希望

<就学前>



<小学生>

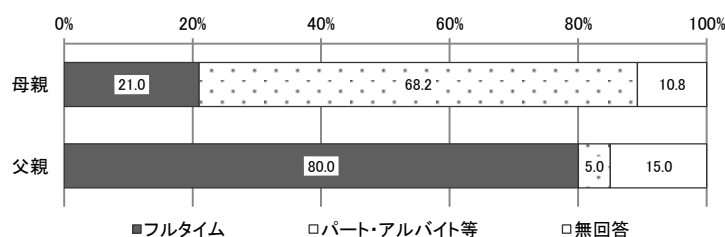


	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	566	100.0	25	100.0
子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)	118	20.8	3	12.0
1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに働きたい	239	42.2	-	-
すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい	176	31.1	20	80.0
無回答	33	5.8	2	8.0

	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	436	100.0	35	100.0
子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)	140	32.1	11	31.4
1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに働きたい	129	29.6	-	-
すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい	136	31.2	19	54.3
無回答	31	7.1	5	14.3

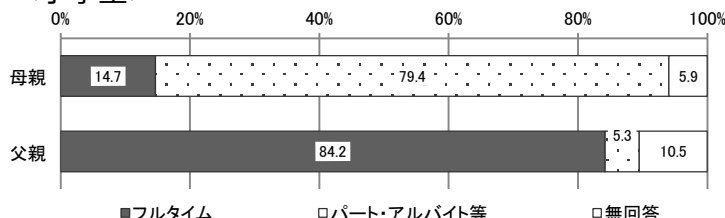
図表 18 希望する就労形態

<就学前>



	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	176	100.0	20	100.0
フルタイム	37	21.0	16	80.0
パート・アルバイト等	120	68.2	1	5.0
無回答	19	10.8	3	15.0

<小学生>



	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	136	100.0	19	100.0
フルタイム	20	14.7	16	84.2
パート・アルバイト等	108	79.4	1	5.3
無回答	8	5.9	2	10.5

3 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

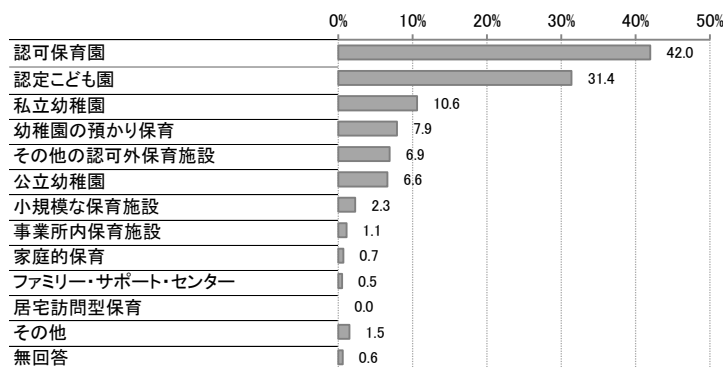
定期的な教育・保育事業の利用についてみると、全体の83.6%が「利用している」と回答しています。前回調査の87.6%よりも4.0ポイント減少しています。

現在利用している教育・保育事業としては、「認可保育園」(42.0%)、「認定こども園」(31.4%)が多くなっています。また、利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育園」(49.8%)、「認定こども園」(46.4%)が多くなっています。

現在教育・保育事業を利用していない理由として、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」が38.1%と最も多く、次いで「利用する必要がない」(34.7%)、「子どもがまだ小さいため」(22.2%)となっています。

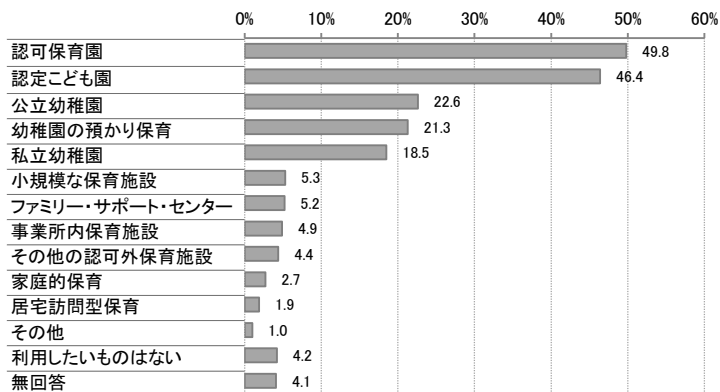
利用希望を持っている人が一定程度いることや、母親の就労増加の状況を踏まえると、教育・保育事業のニーズは今後さらに高まるものと考えられ、それに応じた教育・保育事業の充実が求められます。

図表 19 定期的な教育・保育事業の利用状況 (就学前)



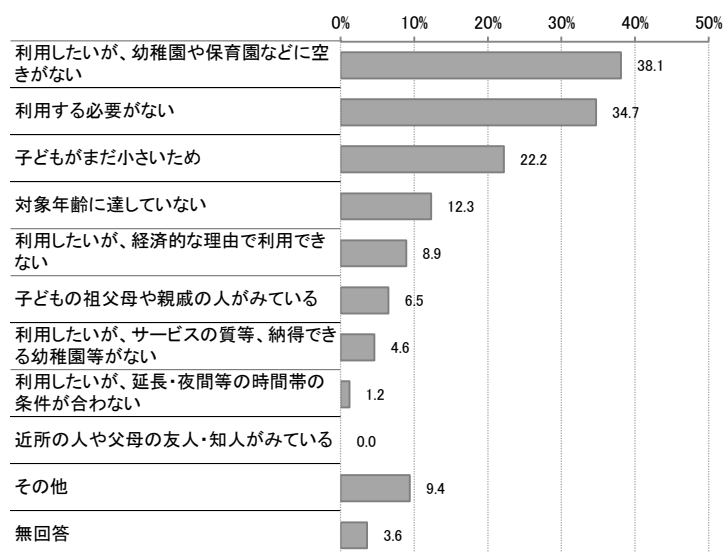
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,393	100.0
認可保育園	1,004	42.0
認定こども園	751	31.4
私立幼稚園	253	10.6
幼稚園の預かり保育	190	7.9
その他の認可外保育施設	166	6.9
公立幼稚園	158	6.6
小規模な保育施設	54	2.3
事業所内保育施設	27	1.1
家庭的保育	17	0.7
ファミリー・サポート・センター	13	0.5
居宅訪問型保育	-	-
その他	37	1.5
無回答	15	0.6

図表 20 定期的な教育・保育事業の利用希望



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
認可保育園	1,427	49.8
認定こども園	1,330	46.4
公立幼稚園	647	22.6
幼稚園の預かり保育	611	21.3
私立幼稚園	530	18.5
小規模な保育施設	151	5.3
ファミリー・サポート・センター	148	5.2
事業所内保育施設	139	4.9
その他の認可外保育施設	125	4.4
家庭的保育	76	2.7
居宅訪問型保育	54	1.9
その他	30	1.0
利用したいものはない	120	4.2
無回答	116	4.1

図表 21 定期的な教育・保育事業を利用していない理由



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	415	100.0
利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない	158	38.1
利用する必要がない	144	34.7
子どもがまだ小さいため	92	22.2
対象年齢に達していない	51	12.3
利用したいが、経済的な理由で利用できない	37	8.9
子どもの祖父母や親戚の人がみている	27	6.5
利用したいが、サービスの質等、納得できる幼稚園等がない	19	4.6
利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	5	1.2
近所の人や父母の友人・知人がみている	-	-
その他	39	9.4
無回答	15	3.6

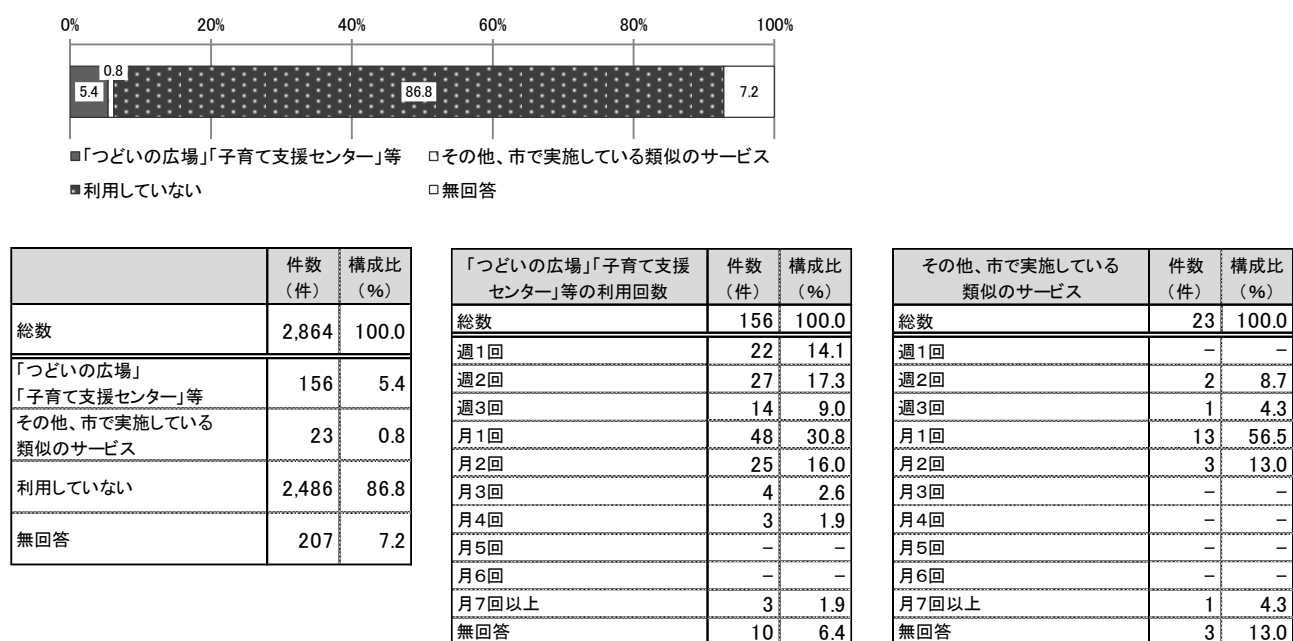
4 地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」が 86.8%と最も多く、次いで「つどいの広場」「子育て支援センター」等（5.4%）、「その他、市で実施している類似のサービス」（0.8%）となっています。どちらも「月1回」利用が最も多くなっています。

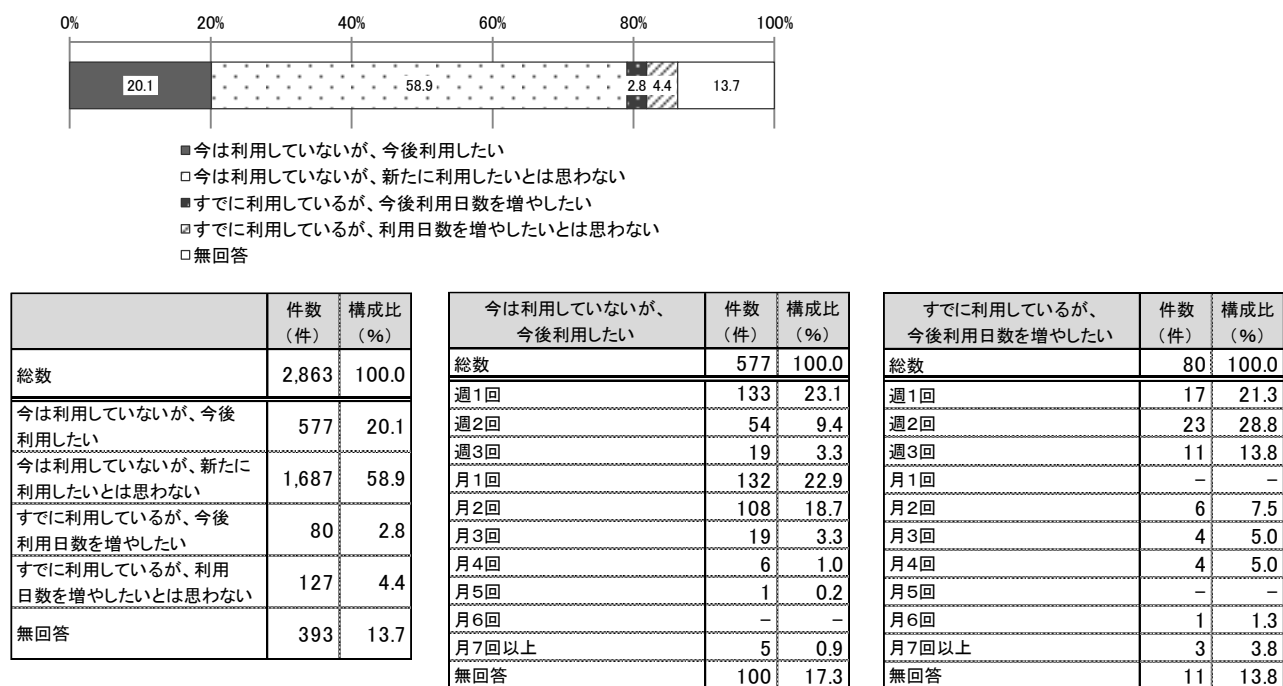
今後の利用意向をみると、「今は利用していないが、新たに利用したいとは思わない」が 58.9%と最も多く、次いで「今は利用していないが、今後利用したい」（20.1%）となっています。希望する利用日数をみると、今は利用していないが、今後利用したい人は「週1回」が 23.1%、すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい人は「週2回」が 28.8%とそれぞれ最も多くなっています。

新たに利用したいと考える人たちが、利用を始めやすい環境を整えていく必要があります。

図表 22 地域子育て支援拠点事業の利用状況



図表 23 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

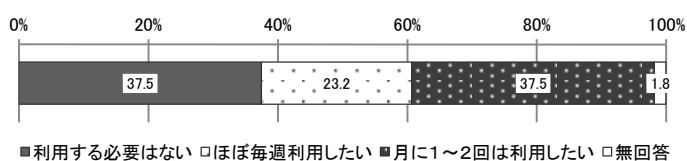


5 土曜・休日や長期休業期間中の教育・保育事業の利用について

土曜・休日の教育・保育事業については、「ほぼ毎週利用したい」との回答が土曜で 23.2%、日曜・祝日で 2.7%となっています。

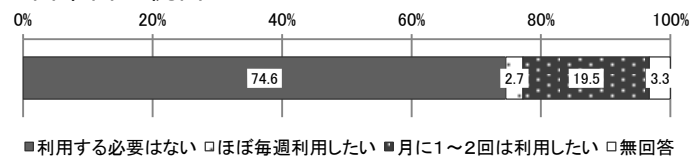
また、幼稚園利用者の、長期休業期間中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 56.3%と最も多く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」（20.2%）、「利用する必要はない」（13.8%）となっており、“利用したい”（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」＋「休みの期間中、週に数日利用したい」）は 76.5%となっています。

図表 24 土曜日、日曜日、祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望
<土曜日>



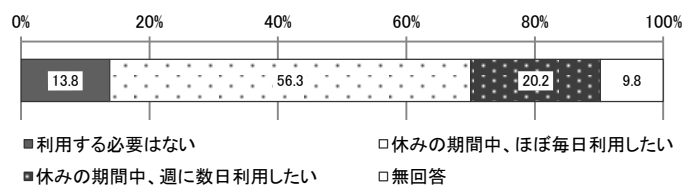
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
利用する必要はない	1,074	37.5
ほぼ毎週利用したい	664	23.2
月に1～2回は利用したい	1,075	37.5
無回答	51	1.8

<日曜日・祝日>



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
利用する必要はない	2,136	74.6
ほぼ毎週利用したい	76	2.7
月に1～2回は利用したい	558	19.5
無回答	94	3.3

図表 25 長期休業期間中の教育・保育事業の利用希望



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	1,196	100.0
利用する必要はない	165	13.8
休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	673	56.3
休みの期間中、週に数日利用したい	241	20.2
無回答	117	9.8

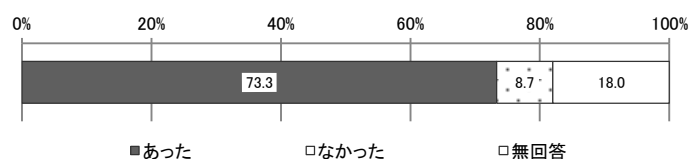
6 子どもが病気の際の対応について

就学前では、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかったことが「あった」と 73.3%が回答しており、その際の対応については、「母親が休んだ」と回答した人が多くなっています。

子どもが病気やケガの際の対応として父親や母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は、31.9%となっています。

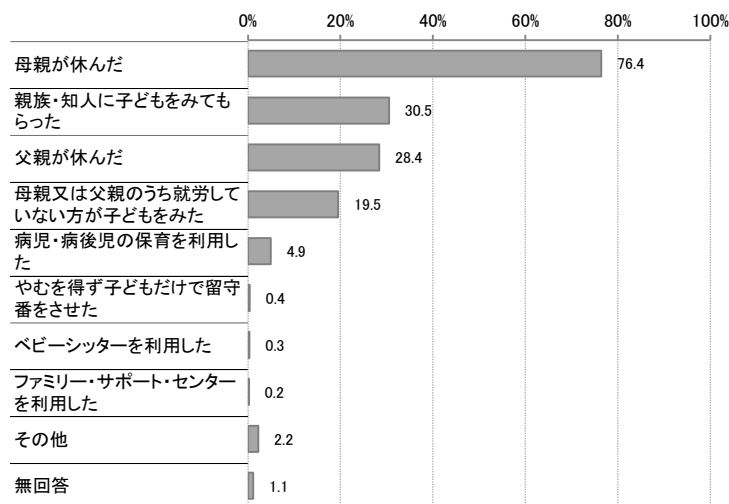
一方、「利用したいとは思わない」は6割以上となっており、その理由としては「母親・父親が仕事を休んで対応する」「病気の子どもを家族以外の人にみてもらうのは不安」が多くなっています。

図表 26 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無



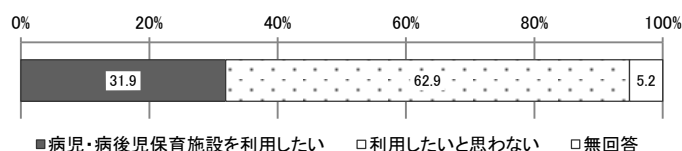
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,393	100.0
あった	1,755	73.3
なかった	208	8.7
無回答	430	18.0

図表 27 教育・保育事業が利用できなかった時の対応



	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	1,755	100.0	
母親が休んだ	1,341	76.4	8.1日
親族・知人に子どもをみてもらった	536	30.5	5.1日
父親が休んだ	498	28.4	3.5日
母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた	343	19.5	7.3日
病児・病後児の保育を利用した	86	4.9	3.9日
やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	7	0.4	1.7日
ベビーシッターを利用した	5	0.3	1.8日
ファミリー・サポート・センターを利用した	3	0.2	5.0日
その他	38	2.2	5.0日
無回答	19	1.1	

図表 28 病児・病後児保育施設等の利用希望



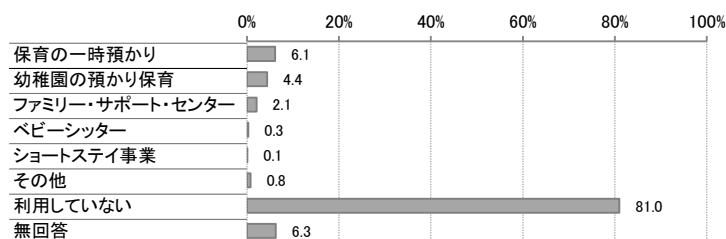
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	1,376	100.0
病児・病後児保育施設を利用したい	439	31.9
利用したいと思わない	866	62.9
無回答	71	5.2

7 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」が81.0%となっています。

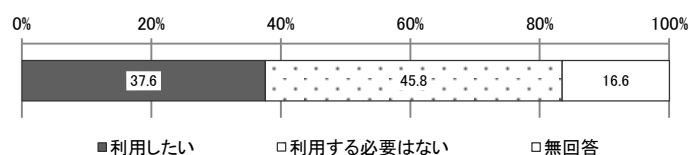
このような不定期な事業の利用しない理由について、「特に利用する必要がない」が69.1%となっています。「手続きなどサービスの利用方法がわからない」(20.8%)、「自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない」(13.6%)といった意見も一定数みられることから、今後サービスの周知を図ることが必要であることがうかがえます。

図表 29 不定期に利用している一時預かり等の事業



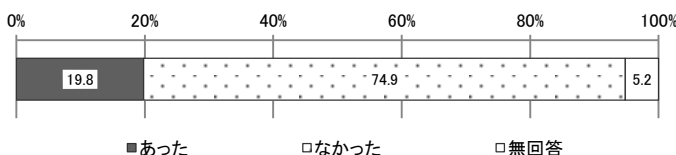
	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	2,864	100.0	
保育の一時預かり	175	6.1	19.4日
幼稚園の預かり保育	126	4.4	20.9日
ファミリー・サポート・センター	59	2.1	8.7日
ベビーシッター	8	0.3	34.6日
ショートステイ事業	4	0.1	17.3日
その他	22	0.8	19.2日
利用していない	2,320	81.0	
無回答	179	6.3	

図表 30 不定期な一時預かり等の事業利用の希望



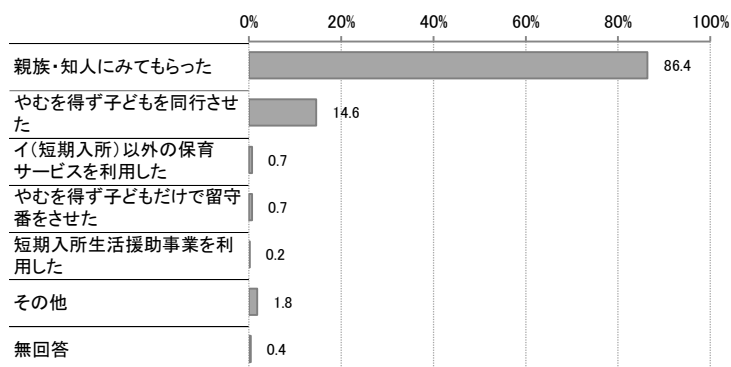
	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
利用したい	1,078	37.6
利用する必要はない	1,312	45.8
無回答	474	16.6

図表 31 泊りがけで子どもをみてもらう状況の有無



	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0
あった	568	19.8
なかった	2,146	74.9
無回答	150	5.2

図表 32 泊りがけで子どもをみてもらう状況があった場合の対応



	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (泊数)
総数	568	100.0	
親族・知人にみてもらった	491	86.4	5.8泊
やむを得ず子どもを同行させた	83	14.6	2.3泊
イ(短期入所)以外の保育サービスを利用した	4	0.7	1.3泊
やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	4	0.7	1.0泊
短期入所生活援助事業を利用した	1	0.2	1.0泊
その他	10	1.8	3.0泊
無回答	2	0.4	

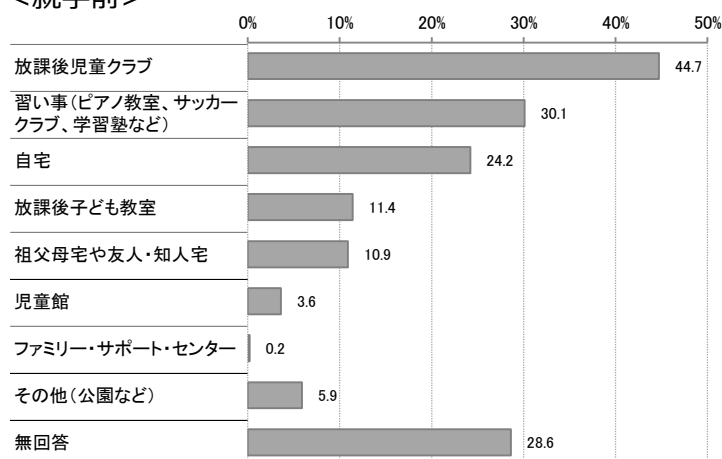
8 放課後の過ごし方について

保護者を対象とした調査によると、希望する放課後の過ごし方において、就学前では、小学校低学年(1～3年生)の時期で「放課後児童クラブ」が44.7%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(30.1%)、「自宅」(24.2%)となっています。小学校高学年(4～6年生)の時期では、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が39.7%と最も多く、次いで「自宅」(31.4%)、「放課後児童クラブ」(18.6%)となっています。

小学生の放課後の過ごし方の現状は「自宅」が53.7%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(49.8%)、「放課後児童クラブ」(26.9%)の順となっています。今後の希望としては、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が51.0%と最も多く、次いで「自宅」(42.3%)、「放課後児童クラブ」(21.6%)の順となっています。

図表 33 小学校低学年(1～3年生)の放課後の過ごし方

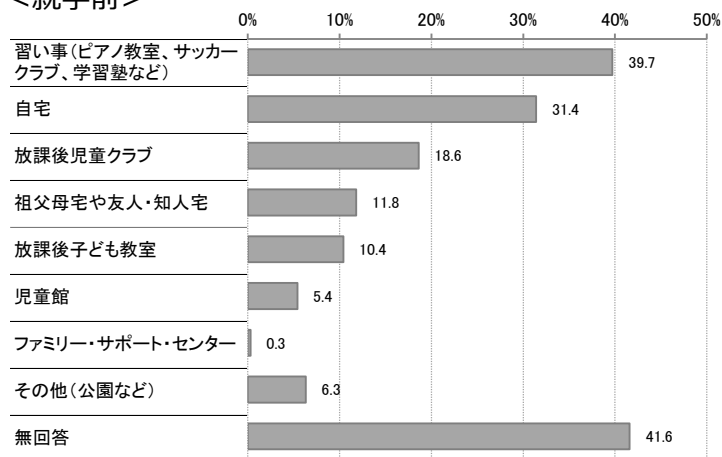
<就学前>



	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	953	100.0	
放課後児童クラブ	426	44.7	4.9日
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	287	30.1	2.4日
自宅	231	24.2	3.4日
放課後子ども教室	109	11.4	2.9日
祖父母宅や友人・知人宅	104	10.9	3.0日
児童館	34	3.6	2.8日
ファミリー・サポート・センター	2	0.2	0.5日
その他(公園など)	56	5.9	2.5日
無回答	273	28.6	

図表 34 小学校高学年(4～6年生)の放課後の過ごし方

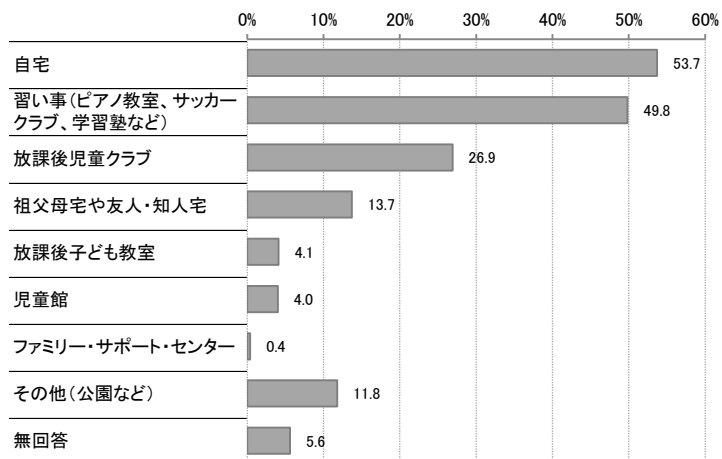
<就学前>



	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	953	100.0	
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	378	39.7	2.9日
自宅	299	31.4	3.1日
放課後児童クラブ	177	18.6	4.3日
祖父母宅や友人・知人宅	112	11.8	2.9日
放課後子ども教室	99	10.4	2.3日
児童館	51	5.4	2.9日
ファミリー・サポート・センター	3	0.3	0.7日
その他(公園など)	60	6.3	2.4日
無回答	396	41.6	

図表 35 放課後の過ごし方（現状）

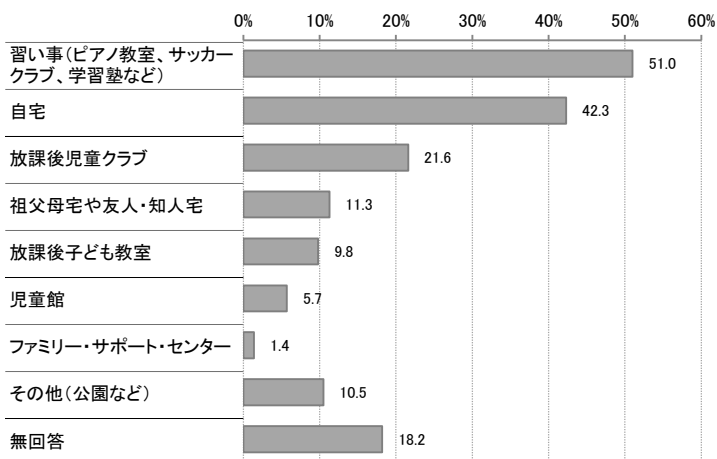
<小学生>



	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	2,399	100.0	
自宅	1,289	53.7	3.7日
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	1,195	49.8	3.0日
放課後児童クラブ	646	26.9	4.9日
祖父母宅や友人・知人宅	328	13.7	3.1日
放課後子ども教室	99	4.1	2.5日
児童館	95	4.0	2.2日
ファミリー・サポート・センター	10	0.4	3.4日
その他(公園など)	284	11.8	2.4日
無回答	134	5.6	

図表 36 放課後の過ごし方（今後の希望）

<小学生>



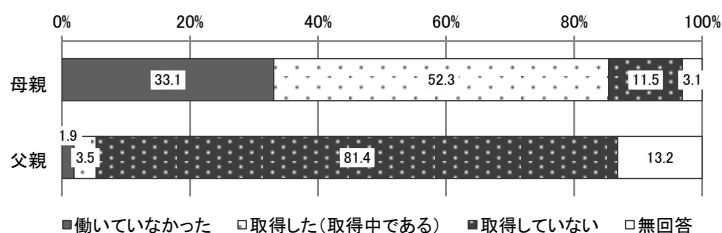
	件数 (件)	構成比 (%)	平均 (日数)
総数	2,399	100.0	
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	1,224	51.0	2.9日
自宅	1,014	42.3	3.4日
放課後児童クラブ	518	21.6	4.6日
祖父母宅や友人・知人宅	270	11.3	2.9日
放課後子ども教室	236	9.8	2.4日
児童館	137	5.7	2.0日
ファミリー・サポート・センター	33	1.4	1.7日
その他(公園など)	253	10.5	2.2日
無回答	436	18.2	

9 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況をみると、父親では「取得した(取得中である)」が3.5%と育児休業を利用している人がほとんどみられませんでした。育児休業を取得した母親のうち、77.6%は育児休業取得後、職場に復帰しています。育児休業の実際の取得期間としては「1歳～1歳6か月」が多くなっています。

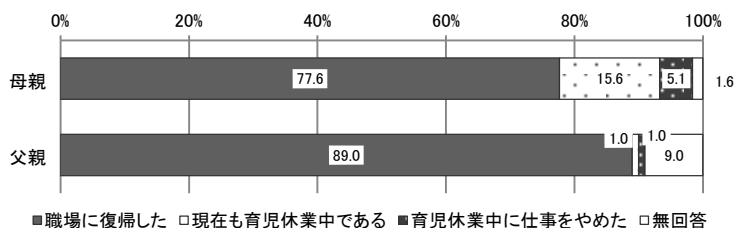
父親の育児休業取得状況や就労している母親の増加からも、子育てをしながら就労を継続できる環境づくりや、子育てと仕事の両立を支援する取り組みが、より一層求められます。

図表 37 育児休業取得の有無



	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	2,864	100.0	2,864	100.0
働いていなかった	947	33.1	53	1.9
取得した(取得中である)	1,498	52.3	100	3.5
取得していない	329	11.5	2,332	81.4
無回答	90	3.1	379	13.2

図表 38 職場復帰の有無



	母親		父親	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
総数	1,498	100.0	100	100.0
職場に復帰した	1,163	77.6	89	89.0
現在も育児休業中である	234	15.6	1	1.0
育児休業中に仕事をやめた	77	5.1	1	1.0
無回答	24	1.6	9	9.0

3 第1期計画の評価

第1期那覇市子ども・子育て支援事業計画で設定した「主な施策の目標値」について、進捗状況を検証・評価しました。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定(教育標準時間認定)

児童が満3歳以上で、幼稚園やこども園での教育を希望される方

(評価等)

2019(平成31)年度の実績において評価すると、目標値を達成しておりません。

中間見直しにおいて、公立幼稚園の認定こども園移行等を踏まえ、目標値を下方修正しましたが、第一期計画の実績及び目標値とも本県の高い幼稚園就園率という特殊事情を踏まえた1号認定児の推計に基づく計画であったため、第2期計画では、幼児教育・保育の無償化の影響及びすべての公立幼稚園が認定こども園へ移行した実状等も鑑みた、目標の設定が必要です。

単位：人

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度
実績	3,402	3,093	2,838	2,269	1,614
目標値	4,007	4,112	4,112	2,486	2,706
差	△ 605	△1,019	△1,274	△217	△1,092
達成率	84.9%	75.2%	69.0%	91.3%	59.6%

② 2号認定(保育認定)

児童が満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所やこども園での保育を希望される方

(評価等)

2019(平成31)年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

中間見直しにおいて、公立幼稚園の認定こども園移行等を踏まえ、目標値を上方修正しましたが、第一期計画の実績及び目標値とも本県の高い幼稚園就園率という特殊事情を踏まえた2号認定児の推計に基づく計画であったため、第2期計画では、幼児教育・保育の無償化の影響及びすべての公立幼稚園が認定こども園へ移行した実状等も鑑みた、目標の設定が必要です。

単位：人

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度
実績	—	4,141	5,697	6,393	6,979
目標値	4,232	4,696	5,064	6,447	6,697
差	—	△555	633	△54	282
達成率	—	88.2%	112.5%	99.2%	104.2%

③ 3号認定(0歳 保育認定)

児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望される方

(評価等)

2019(平成31)年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

今回の利用希望把握調査結果において、1歳になった時に必ず利用できる施設があれば1歳になるまで育児休業を取得すると回答した保護者が83.3%いることや、保育士不足を原因として定員を減じている保育所等もあることから、働く環境の変化に伴う育児休業の取得の拡充、認可外保育施設の状況等を踏まえ、保育士確保とあわせて第2期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中、保育所等の整備により定員の拡充に取り組んできました。

単位：人

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度
実績	—	928	1,065	1,123	1,090
目標値	954	1,145	1,204	1,167	1,183
差	—	△217	△139	△44	△93
達成率	—	81.0%	88.5%	96.2%	92.1%

④ 3号認定(1・2歳 保育認定)

児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望される方

(評価等)

2019(平成31)年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

2019(平成31)年4月1日現在の1・2歳児の待機児童は213人(1歳182人、2歳31人)となっており、保育士不足を原因として定員を減じている保育所等もあることから、第2期計画では、働く環境の変化に伴う育児休業の取得の拡充、認可外保育施設の状況等を踏まえ、保育士確保とあわせて第2期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中、保育所等の整備により定員の拡充に取り組んできました。

単位：人

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度
実績	—	2,981	3,697	3,889	3,870
目標値	3,073	3,531	3,945	4,027	4,153
差	—	△550	△248	△138	△283
達成率	—	81.0%	88.5%	96.2%	92.1%

②～④【保育を要する児童（２号・３号認定児）】の行政区別状況（２０１９（平成３１）年４月１日現在）

（評価等）

本庁地区と首里地区はほぼ目標値を達成し、真和志地区と小禄地区は、目標値を達成していません。

待機児童数でみると、真和志地区が最も多い地域となっていますが、目標値を達成している本庁地区が次に多く、目標値の達成率が一番低い小禄地区が最も少ない地域となっていることから、第２期計画においては、施設の充足状況を踏まえた地区及び施設毎の利用状況や、保護者の利用意向等も踏まえた目標を設定する必要があります。

単位：人

区分		３号認定		２号認定	合計
		０歳	１・２歳	３歳以上	
市全体	実績	1,090	3,870	6,979	11,939
	目標値	1,183	4,153	6,697	12,033
	差	-93	-283	282	-94
	達成率	92.1%	93.2%	104.2%	99.2%
	待機児童数	15	213	22	250
本庁地区	実績	398	1,419	2,489	4,306
	目標値	344	1,172	1,881	3,397
	差	54	247	608	909
	達成率	115.7%	121.1%	132.3%	126.8%
	待機児童数	3	63	7	73
真和志地区	実績	278	980	1,993	3,251
	目標値	390	1,370	2,202	3,962
	差	△112	△390	△209	△711
	達成率	71.3%	71.5%	90.5%	82.1%
	待機児童数	3	87	8	98
首里地区	実績	194	678	1,191	2,063
	目標値	200	675	1,156	2,031
	差	△6	3	35	32
	達成率	97.0%	100.4%	103.0%	101.6%
	待機児童数	2	35	4	41
小禄地区	実績	220	793	1,306	2,319
	目標値	249	936	1,458	2,643
	差	△29	△143	△152	△324
	達成率	88.4%	84.7%	89.6%	87.7%
	待機児童数	7	28	3	38

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

(評価等)

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しておりません。

ほぼすべての保育所等で延長保育に対応していることから、第 2 期計画においては現状値とともに、今回の利用希望把握調査結果において就労を希望する母親が増加していることなどを踏まえ、第 2 期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、既存の保育所等のみならず、新設の保育所等においても延長保育を実施するよう取り組んできました。

単位：利用人数（人）

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	4,585	5,065	5,253	5,141	—
目標値	5,055	4,983	4,885	6,759	7,057
差	△ 470	82	368	△1,618	—
達成率	90.7%	101.6%	107.5%	76.1%	—

② 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

(評価等)

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

計画の中間見直しにおいて、毎年度利用実績が伸びている現状から、目標値を上方修正しましたが、2019（平成 31）年 4 月 1 日現在、37 人の待機児童が発生していることなどを踏まえ、第 2 期計画では引き続き需要増を見込んだ目標の設定が必要です。

なお、第 1 期計画では量の見込みに対応するため、児童クラブの新設や支援の単位の増などにより受け入れ増に対応してきました。

単位：利用人数（人）

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	3,357	3,900	4,277	4,769	—
目標値	3,000	3,200	3,400	4,400	4,515
差	357	700	877	369	—
達成率	111.9%	121.9%	125.8%	108.4%	—

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」において、一定期間養育を行う事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

本事業は、第 1 期計画で設定した目標値等と利用実績が大きくかい離していたため、中間見直しにおいて事業実績値に基づいた値（過去 5 年間の平均値）へ修正しました。今回の利用希望把握調査結果において「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答した保護者が 14.7%いることなどを踏まえ、那覇市母子生活支援センター「さくら」において実施している事業を基本に、第 2 期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、那覇市母子生活支援センター「さくら」において、トワイライトステイ事業の類似事業として「夜の子どもの居場所事業」（内閣府子供の貧困緊急対策事業）を実施しています。

単位：利用人数（人日）

	2015 （平成 27）年度	2016 （平成 28）年度	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度
実績	228	295	310	528	—
目標値	4,052	3,977	3,896	423	423
差	△ 3,824	△ 3,682	△ 3,586	105	—
達成率	5.6%	7.4%	8.0%	124.8%	—

④ 地域子育て支援拠点事業

地域において、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

第 1 期計画では当該事業の実施拠点数を目標値として設定しましたが、第 2 期計画では今回の利用希望把握調査結果において今後地域子育て支援拠点の利用を希望する保護者が 20.1%いることなどを踏まえ、達成状況の把握が可能な利用人数等を目標として設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中は支援拠点を 1 か所新規に設置しました。

単位：施設数（か所）

	2015 （平成 27）年度	2016 （平成 28）年度	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度
実績	17	18	18	18	—
目標値	17	17	17	18	18
差	0	1	1	0	—
達成率	100.0%	105.9%	105.9%	100.0%	—

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を預かり、必要な保護を行う事業のうち、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において預かる事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

第1期計画で設定した目標値等と利用実績が大きくかい離していたため、計画の中間見直しでは2018（平成 30）年度以降の目標値等を見直しましたが、今回の利用希望把握調査結果において幼稚園の預かり保育の利用を希望する保護者が21.3%いることなどを踏まえ、第2期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中は公立幼稚園全36園の認定こども園移行を終えており、本事業の対象児が明確になりました。

単位：利用人数（人）

	2015 （平成 27）年度	2016 （平成 28）年度	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度
実績	—	5,909	6,458	10,986	—
目標値	3,995	3,973	3,882	8,185	9,925
差	—	1,936	2,576	2,801	—
達成率	0.0%	148.7%	166.4%	134.2%	—

⑥ 一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所等を利用していない幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

第1期計画期間中、同事業を実施する保育所等は、保育士不足を原因として減少しており、今回の利用希望把握調査結果において不定期に利用している一時預かり等の事業として、保育の一時預かりを希望する保護者が6.1%いることなどを踏まえ、保育士確保とあわせて第2期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、国や県の補助メニューの活用及び市単独事業による保育士確保策に取り組んできました。

単位：利用人数（人）

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	18,254	17,606	15,188	10,095	—
目標値	51,768	51,005	50,011	16,471	15,647
差	△ 33,514	△ 33,399	△ 34,823	△ 6,376	—
達成率	35.3%	34.5%	30.4%	61.3%	—

⑦ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

病児保育事業とは、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)とは、協力会員が病時・病後時の預かり及び送迎を実施する事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

第 1 期計画で設定した目標値等と利用実績が大きくかい離していたため、計画の中間見直しでは 2018（平成 30）年度以降の目標値等を見直しましたが、今回の利用希望把握調査結果において子どもが病気やけがの際の対応として父親や母親が休んだ保護者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する保護者が 31.9%いることなどを踏まえ、第 2 期計画の目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、病児保育事業の実施施設の増に取り組みましたが、保育士と看護師不足のため、実施に至りませんでした。

単位：利用人数（人日）

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	3,279	3,118	2,912	2,621	—
目標値	7,723	7,627	7,479	3,638	4,548
差	△ 4,444	△ 4,509	△ 4,567	△1,017	—
達成率	42.5%	40.9%	38.9%	72.0%	—

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ]）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。

(評価等)

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値は低学年では未達成、高学年はほぼ達成しています。

本事業は、第 1 期計画で設定した目標値等と利用実績が大きくかい離していますが、その理由としては、就学児のみを対象として設定することが合理的でなかったことと等があり、そのため第 2 期計画においては、法令に基づく補助事業との整合性を確保した目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員による事業のため、協力会員の確保に取り組みましたが、十分な会員の確保には至っていません。

単位：利用人数（人日）

区分		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
低学年	実績	1,598	1,794	1,703	1,384	—
	目標値	323	325	329	1,885	1,932
	差	1,275	1,469	1,374	△501	—
	達成率	494.7%	552.0%	517.6%	73.4%	—
高学年	実績	436	491	489	510	—
	目標値	0	0	0	516	529
	差	436	491	489	△6	—
	達成率	—	—	—	98.8%	—

⑨ 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(評価等)

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

第 1 期計画では当該事業の実施拠点数を目標値として設定しましたが、第 2 期計画では達成状況の把握が可能な相談件数等を目標として設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、2018（平成 30）年 7 月より本庁舎にて基本型を、保健所にて母子保健型を子育て世代包括支援センターとして実施しております。

単位：施設数（か所）

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	0	0	0	2	—
目標値	1	6	6	2	2
差	△ 1	△ 6	△ 6	0	—
達成率	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(評価等)

2018（平成30）年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

第1期計画の中間見直しでは、2018（平成30）年度、2019（平成31）年度は乳児のいるすべての世帯数を目標として設定しましたが、第2期計画ではより達成度の把握しやすい訪問率を目標として設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中、低下していた訪問率を向上させるため、訪問員の養成講座の開催増等に取り組み、2018（平成30）年度の訪問率は過去最高91.6%となっています。

単位：訪問数（人）

	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度
実績	2,856	2,863	2,779	2,682	—
目標値	2,868	2,821	2,779	3,096	3,040
差	△ 12	42	0	△ 414	—
達成率	99.6%	101.5%	100.0%	86.6%	—

※ 2018（平成30）年度の訪問率は91.6%となっています。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(評価等)

2018（平成30）年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

対象者数は年々増加しており、第2期計画でも必要な家庭に対して訪問できるよう需要の増加を見込んだ目標を設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中、特定妊婦に対して、本人や地域保健課より依頼があった必要な家庭に対応してきました。

単位：利用者数（人）

	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度
実績	62	61	80	107	—
目標値	63	62	62	70	70
差	△ 1	△ 1	18	37	—
達成率	98.4%	98.4%	129.0%	152.9%	—

⑫ 妊婦健康診査事業

母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健診に係る費用を助成し経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

第 1 期計画では、全受診対象者を目標として設定しましたが、受診率を目安に、年度ごとの向上を想定し目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中は、妊娠に気付いたら早期に妊婦健診が受けられる体制整備として、市内ドラッグストア（44 か所）へポスター掲示や周知カード配布の協力依頼を実施し、妊婦健診受診票を利用することで、公費で健診が受けられることを市民へ周知しました。

また、妊婦健診が中断している妊婦については、産婦人科医療機関から連絡を受け、連携し対応することで、受診が継続できるよう支援しています。

単位：受診者数（人）

	2015 （平成 27）年度	2016 （平成 28）年度	2017 （平成 29）年度	2018 （平成 30）年度	2019 （平成 31）年度
実績	5,722	5,560	5,327	5,124	—
目標値	3,666	3,647	3,628	5,388	5,264
差	2,056	1,913	1,699	△ 264	—
達成率	156.1%	152.5%	146.8%	95.1%	—

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食の提供を受けた場合において、1 号認定保護者が支払う給食費の一部を補足給付することにより、これらの者の経済的な負担の軽減を図る事業です。

（評価等）

2018（平成 30）年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

2016（平成 28）年 10 月より実施した事業で、計画の中間見直しにおいては、2016（平成 28）年度の実績に基づき、2018（平成 30）年度及び 2019（平成 31）年度の目標値等を設定しましたが、経済状況の好転等により対象世帯が減少しています。幼児教育・保育の無償化に伴い対象世帯が変更（私立幼稚園の低所得世帯及び第 3 子に変更）となるため、第 2 期計画においては私立幼稚園の対象世帯を基に目標値を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、こども園・幼稚園を利用する 1 号認定児の世帯のうち、低所得世帯に対し、副食費分を減額免除しました。

単位：人(月平均)

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	—	—	—	14	—
目標値	—	—	—	33	51
差	—	—	—	△ 19	—
達成率	—	—	—	42.4%	—

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

新規参入施設(事業者)に対して、事業開始の前後において、運営等に関する相談、助言及び指導等の支援を行うことにより、地域ニーズに則した保育等の実施を推進する事業です。

(評価等)

2018(平成 30)年度の実績で評価すると、目標値を達成しています。

計画の中間見直しにおいて 2018(平成 30)年度及び 2019(平成 31)年度の目標値等を設定しました。新制度移行後、新規認可園数は増加しましたが、第 2 期計画においては、新規施設数の減少等も考慮したうえで支援が必要な全施設に対応できるよう目標を設定する必要があります。

なお、第 1 期計画期間中、新規の認可園等とともに、公立幼稚園から認定こども園に移行した移行園等に対し支援を行ってきました。

単位：施設数(か所)

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	—	—	—	56	—
目標値	—	—	—	32	17
差	—	—	—	24	—
達成率	—	—	—	175%	—

(2) 認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する事業

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

(評価等)

2018(平成 30)年度の実績で評価すると、目標値を達成していません。

計画の中間見直しにおいて 2018(平成 30)年度及び 2019(平成 31)年度の目標値等を設定しましたが、支援を要する児童数が増加している現状等を踏まえ、第 2 期計画においては、受入施設が増加するよう加配する保育士の確保等も考慮し目標を設定する必要があります。

なお、第1期計画期間中、公立幼稚園の認定こども園への移行を踏まえ、特別な支援を要する園児数の増加に対応できるよう必要な保育士の確保などに取り組んできました。

単位：人(交付児童数)

	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度
実績	—	—	—	19	—
目標値	—	—	—	37	55
差	—	—	—	△18	—
達成率	—	—	—	51.4%	—

⑮ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

(評価等)

当該事業については、第1期計画においては事業の実施を目標としていたため、数値的な目標値等を設定していません。

第2期計画においては、支援対象児童等に関する個別支援会議開催回数等を目標値として設定する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本事業計画におけるめざすまちの姿

「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」

本市では、本市の最上位計画である「第5次那覇市総合計画」において「なはで暮らし、働き、育てよう！ 笑顔広がる元気なまち NAHA ～みんなでつなごう市民力～」をまちづくりの将来像として掲げ、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までを計画期間として取り組んでいるところです。

総合計画においては、まちづくりの将来像を具現化するため、5つのめざすまちの姿を示していますが、那覇市子ども・子育て支援事業計画は、このうちの「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA」というめざすまちの姿に資する計画として策定するものです。

まちづくりはひとづくりと言われるように、これからの新しい時代を切り拓く人材こそが重要となります。全ての成長過程にある子ども達の主体性や創造性を育み、向上心に富む市民が、輝かしい未来に向かって歩む、豊かな学びと文化が薫る、誇りあるまちをめざします。

2 基本政策と施策

総合計画においては、まちづくりの将来像、めざすまちの姿等を基本構想として置き、それぞれのまちづくりの姿を実現するため基本計画各論として、政策と施策が明示されています。

本事業計画は、地域全体で子どもや若者の成長を応援し、市民が夢と希望にあふれ、子育てが楽しくなるまちづくりを進めるための「子育てが楽しくなるまちづくり」という政策のもとに置かれた次に掲げる施策に取り組むこととします。

（1）すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる（総合計画施策21）

施策概要

- ・子育て世帯の状況や保護者の希望に応じ、教育・保育のサービスの量・質、ともに充足を図ります。
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図るとともに、児童館など地域の施設において、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を推進します。
- ・こども園、保育所等における子育て支援事業の充実を図るとともに、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うために、子育て包括支援センターなどにおける相談・支援の拡充を進めます。

(2) 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる（総合計画施策 22）

施策概要

- ・児童とその保護者が抱える課題に寄り添い、支援を行いながら、児童虐待の発生予防と発生時の迅速かつ適切な対応に取り組みます。
- ・発達障がい等により支援を要する児童には、就学前の教育・保育施設や学校、地域等でこどもを受け入れるための相談体制及び環境整備等の充実を図ります。

※上記 2 の（１）（２）は総合計画より抜粋

3 本事業計画における取り組み

本事業計画においては、総合計画におけるめざすまちの姿及びそのための基本政策と施策のうち、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として次の取り組みを推進します。併せて次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく行動計画として、児童館に関する施設、機能及び運営等について施策の方向性を定めることとします。

子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組み

1 教育・保育の提供体制の確保に関する取り組み	・一時預かり事業
・ 1 号認定	・ 病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)
・ 2 号認定	・ 子育て援助活動支援事業
・ 3 号認定	・ 利用者支援事業
	・ 乳児家庭全戸訪問事業
	・ 養育支援訪問事業
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する取り組み	・ 妊婦健康診査事業
・ 延長保育事業	・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
・ 放課後児童健全育成事業	・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
・ 短期入所生活援助事業・夜間養護等事業	・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
・ 地域子育て支援拠点事業	

第4章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市では、歴史的経緯から一定のつながりと特色及び教育・保育施設等が展開する広さのある地域ごととする第一期計画の考え方を踏まえ、行政区（4 区域）を教育・保育提供区域として設定しました。

2 将来人口推計

本計画の「量の見込み」を算出するにあたっては、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計を実施しました。

推計にあたっては、過去 5 年間の本市人口統計を基に、コーホート要因法により行いました。なお、市内では将来予定されている市営住宅の建て替え等の整備開発計画を勘案して、推計を行いました。

コーホート要因法とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

3 量の見込みと確保の内容

(1) 算出の考え方

「量の見込み」の算定にあたっては、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き改訂版（2019（平成 31）年 4 月）』を一部活用しています。

なお、各事業の量の見込みは、事業ごとに算出の考え方を示すこととします。

推計児童数

単位（人）

		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市全体	0歳	2,895	2,847	2,813	2,780	2,750
	1歳	2,784	2,922	2,875	2,841	2,807
	2歳	2,961	2,726	2,858	2,813	2,778
	3歳	2,998	2,928	2,690	2,829	2,783
	4歳	3,193	2,950	2,882	2,652	2,788
	5歳	3,125	3,172	2,928	2,862	2,634
	合計	17,956	17,545	17,046	16,777	16,540

		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
本庁地区	0歳	847	832	822	813	805
	1歳	807	847	832	823	813
	2歳	800	778	816	802	792
	3歳	868	800	776	817	802
	4歳	984	856	789	766	806
	5歳	939	992	863	796	772
	合計	5,245	5,105	4,898	4,817	4,790
真和志地区	0歳	984	975	971	965	959
	1歳	941	992	984	980	974
	2歳	1,026	917	966	958	954
	3歳	966	1,001	893	943	936
	4歳	1,019	938	971	867	916
	5歳	945	999	917	951	848
	合計	5,881	5,822	5,702	5,664	5,587
首里地区	0歳	471	460	450	441	433
	1歳	475	497	486	475	466
	2歳	515	489	510	499	488
	3歳	494	522	494	517	505
	4歳	537	503	532	504	527
	5歳	540	546	512	541	513
	合計	3,032	3,017	2,984	2,977	2,932
小禄地区	0歳	593	580	570	561	553
	1歳	561	586	573	563	554
	2歳	620	542	566	554	544
	3歳	670	605	527	552	540
	4歳	653	653	590	515	539
	5歳	701	635	636	574	501
	合計	3,798	3,601	3,462	3,319	3,231

(2) 量の見込み及び確保の内容について

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

①1号認定（教育標準時間認定）

■対 象：児童が満3歳以上で、幼稚園やこども園での教育を希望される方

■利用先：幼稚園、認定こども園

■確保の実績値：1,614人(市全体) 2019（平成31）年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2019（平成31）年4月現在の実績値を踏まえ、認可外保育施設や私立幼稚園の利用状況、ニーズ調査に基づく保護者の意向及び無償化によるニーズを推計人口に反映させ算定しました。

■提供体制の考え方：

私立保育園のこども園移行や、公立幼稚園から移行した認定こども園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

単位（人）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み	2,161	2,082	1,950	1,905	1,870
	B 確保の見込み	1,909	2,348	2,778	2,778	2,778
	B - A	△ 252	266	828	873	908
本庁地区	A 量の見込み	635	608	555	540	540
	B 確保の見込み	618	846	1,071	1,071	1,071
	B - A	△ 17	238	516	531	531
真和志地区	A 量の見込み	557	560	529	526	513
	B 確保の見込み	486	532	575	575	575
	B - A	△ 71	△ 28	46	49	62
首里地区	A 量の見込み	379	379	369	376	371
	B 確保の見込み	430	534	637	637	637
	B - A	51	155	268	261	266
小禄地区	A 量の見込み	590	535	497	463	446
	B 確保の見込み	375	436	495	495	495
	B - A	△ 215	△ 99	△ 2	32	49

② 2号認定（保育認定）

■対 象：児童が満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所やこども園での保育を希望される方

■利用先：保育所、認定こども園

■確保の実績値：6,979人(市全体) 2019（平成31）年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2019（平成31）年4月現在の実績値を踏まえ、認可外保育施設や私立幼稚園の利用状況、ニーズ調査に基づく保護者の意向及び無償化によるニーズを推計人口に反映させ算定しました。

■提供体制の考え方：

私立保育園のこども園移行や、公立幼稚園から移行した認定こども園の認可定員内での1号認定及び2号認定の定員調整を行い、必要な量を確保します。

なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

単位（人）

		2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
市全体	A 量の見込み	6,910	6,747	6,337	6,227	6,126
	B 確保の見込み	6,918	6,994	7,017	6,999	6,948
	B - A	8	247	680	772	822
本庁地区	A 量の見込み	2,274	2,151	1,976	1,940	1,942
	B 確保の見込み	2,489	2,479	2,469	2,469	2,469
	B - A	215	328	493	529	527
真和志地区	A 量の見込み	2,121	2,126	2,014	1,998	1,951
	B 確保の見込み	1,957	2,005	2,027	2,036	1,985
	B - A	△ 164	△ 121	13	38	34
首里地区	A 量の見込み	1,152	1,151	1,128	1,145	1,133
	B 確保の見込み	1,176	1,210	1,206	1,155	1,155
	B - A	24	59	78	10	22
小禄地区	A 量の見込み	1,363	1,319	1,219	1,144	1,100
	B 確保の見込み	1,296	1,300	1,315	1,339	1,339
	B - A	△ 67	△ 19	96	195	239

③ 3号認定(保育認定)

■対 象：児童が満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所、こども園、地域型保育事業所での保育を希望される方

■利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業所

■確保の実績値：0歳 1,090人(市全体)

1・2歳 3,870人(市全体) 2019(平成31)年4月現在

■量の見込みの算定根拠：

2019(平成31)年4月現在の実績値を踏まえ、ニーズ調査及び働く環境の変化に伴う育児休業の取得の拡充や認可外保育施設の状況などに加え、地区ごとの利用傾向等を推計人口に反映させて算定を行いました。

■提供体制の考え方：

0歳児については、第一次計画に基づく施設整備において、すでに市全体として量の見込みを確保しています。なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

1・2歳児については、必要な地区には、年齢ごとの定員の調整を行うほか、特に真和志地区においては、他地区と比較し確保の見込みが不十分なことから、施設・事業の早期開設を計画します。なお、確保の見込みが、量の見込みを上回っている地区では、施設の在する地域毎のニーズに応じて認可定員または利用定員の減を行うなど必要に応じ園毎に調整を行います。

■0歳の3号認定

単位(人)

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み	956	943	932	921	911
	B 確保の見込み	1,093	1,120	1,135	1,141	1,141
	B - A	137	177	203	220	230
本庁地区	A 量の見込み	314	309	305	302	299
	B 確保の見込み	398	408	416	416	416
	B - A	84	99	111	114	117
真和志地区	A 量の見込み	300	297	296	294	292
	B 確保の見込み	281	293	299	305	305
	B - A	△ 19	△ 4	3	11	13
首里地区	A 量の見込み	157	153	150	147	144
	B 確保の見込み	194	194	194	194	194
	B - A	37	41	44	47	50
小祿地区	A 量の見込み	185	184	181	178	176
	B 確保の見込み	220	225	226	226	226
	B - A	35	41	45	48	50

■ 1・2歳の3号認定

単位（人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
市全体	A 量の見込み	3,852	3,884	3,946	3,889	3,841
	B 確保の見込み	3,864	3,946	4,068	4,164	4,194
	B - A	12	62	122	275	353
本庁地区	A 量の見込み	1,264	1,276	1,296	1,277	1,262
	B 確保の見込み	1,419	1,430	1,440	1,440	1,440
	B - A	155	154	144	163	178
真和志地区	A 量の見込み	1,163	1,121	1,147	1,140	1,135
	B 確保の見込み	974	1,022	1,104	1,170	1,200
	B - A	△ 189	△ 99	△ 43	30	65
首里地区	A 量の見込み	697	692	701	686	671
	B 確保の見込み	678	683	707	737	737
	B - A	△ 19	△ 9	6	51	66
小禄地区	A 量の見込み	728	795	802	786	773
	B 確保の見込み	793	811	817	817	817
	B - A	65	16	15	31	44

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容】

①延長保育事業

■事業内容：

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：児童数 5,141 人 施設数 117 園

■量の見込みの算定根拠：

第 1 期計画期間中における延長保育の利用実績が年々増加していることや、利用希望把握調査結果における就労を希望する母親の増加等の状況から今後も保育ニーズが高まることが予測されることを踏まえ、実績値を基に過去 5 年間の増加率を乗じ算定しました。

■提供体制の考え方：

ほぼすべての保育所等において延長保育に対応していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

単位（人）

			2020	2021	2022	2023	2024
			（令和 2）年度	（令和 3）年度	（令和 4）年度	（令和 5）年度	（令和 6）年度
市全体	利用人数	A 量の見込み	5,244	5,349	5,456	5,565	5,676
		B 確保の見込み	5,244	5,349	5,456	5,565	5,676
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	確保方策 (施設の実施率%)	91	93	95	98	100
		確保方策(か所)	126	127	130	134	137

②放課後児童健全育成事業

■事業内容：

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

■確保の実績値：低学年 3,945 人 高学年 824 人 全学年 4,769 人

2019（平成 31）年 4 月現在

■量の見込みの算定根拠：

2019（平成 31）年 4 月 1 日現在、37 人の待機児童が発生していることや、利用希望把握調査結果において小学校低学年の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」が 44.7%と最も高いことなどを踏まえ、5 歳児の潜在的ニーズを含めた 2 号認定児数を基礎に、進学及び進級に伴う減少率を乗じ、各学年の量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度は 4 クラブ（8 支援の単位）ずつの増加、2023（令和 5）年度以降は児童数の自然減により、2022（令和 4）年度の児童クラブ数を維持することにより量の見込みに対応します。

単位（人）

		2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
市全体 (利用人数)	低学年	A 量の見込み	4,586	4,484	4,406	4,259
		B 確保の見込み	4,069	4,192	4,315	4,259
		B - A	△ 517	△ 292	△ 91	0
	高学年	A 量の見込み	961	963	959	940
		B 確保の見込み	850	877	904	940
		B - A	△ 111	△ 86	△ 55	0
	全学年	A 量の見込み	5,547	5,447	5,365	5,199
		B 確保の見込み	4,919	5,069	5,219	5,199
		B - A	△ 628	△ 378	△ 146	0
	確保 方策	公的施設利用(か所)	30	32	33	34
		民間施設利用(か所)	64	66	69	68
		合計	94	98	102	102

③短期入所生活援助事業・夜間養護等事業

■事業内容：

【ショートステイ事業】

短期入所生活援助(ショートステイ)事業：保護者の病気などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」において、一定期間養育を行う事業です。

【トワイライトステイ事業】

夜間養護等(トワイライトステイ)事業：保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に那覇市母子生活支援センター「さくら」や保育所において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：

【ショートステイ】 利用人数実 126 人(延べ 528 人)

【トワイライトステイ】 利用人数 4,253 人(那覇市母子生活支援センター「さくら」)

※2016（平成 28）年度より子供の貧困緊急対策事業として実施

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族・知人がいないと回答した保護者が 14.7%いることや、この 1 年間に泊りがけで子どもをみてもらう状況があったと回答した保護者が 19.8%いることなどを踏まえ、以下のとおり量の見込みを算出しました。

【ショートステイ】

利用者が最も多かった 2018（平成 30）年度の実績に、2019（令和元）年度から開始した一時保護の人数を加え、増加傾向を見込み算定しました。

【トワイライトステイ】

2016（平成 28）年度からの実施の類似事業の実績及び新規設置予定の施設の想定利用定員を基に増加傾向を見込み算定しました。

■提供体制の考え方：

【ショートステイ】

母子生活支援センター「さくら」の施設における利用実績等を踏まえ、量の見込みに対応していきます。

【トワイライトステイ】

母子生活支援センター「さくら」における類似事業が 2021（令和 3）年度終了の見込みであることや、夜間の一時預かり事業を実施する公私連携型保育所を新規に設置する予定であることから、2022（令和 4）年度から対応していきます。

単位（人日）

市全体 (利用人数)	ショートステイ		2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
		A 量の見込み	710	717	724	731	738
		B 確保の見込み	710	717	724	731	738
		B - A	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	確保方策 (施設数 箇所)	1	1	1	1	1
		A 量の見込み	—	—	4,790	5,690	6,590
		B 確保の見込み	—	—	4,790	5,690	6,590
		B - A	—	—	0	0	0
	合計	確保方策 (施設数 箇所)	—	—	2	2	2
		量の見込み	710	717	5,514	6,421	7,328
	合計	確保の見込み	710	717	5,514	6,421	7,328

※2020（令和 2）年度、2021（令和 3）年度のトワイライトステイについては、類似事業を含めていません。

④地域子育て支援拠点事業

■事業内容：

地域において、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：

延べ利用人数 99,395 人

地域子育て支援センター 8 か所 64,675 人、つどいの広場事業 10 か所 34,720 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において地域子育て支援拠点を利用している保護者が 5.4%、今後利用を希望する保護者が 20.1%いることや、少子化及び認可保育所等への入所による利用者減を見込み、2018（平成 30）年度の延利用人数を基に、将来人口推計の減少率を乗じて算定しました。

■提供体制の考え方：

第 2 期計画期間中に支援拠点を新規に 1 か所設置するとともに、各地区にある「地域子育て支援センター」及び「つどいのひろば」における利用実績等を踏まえ、量の見込みに対応していきます。

単位（人日）

			2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
市全体	利用人数	A 量の見込み	99,395	95,951	94,090	92,707	92,846
		B 確保の見込み	99,395	95,951	94,090	92,707	92,846
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	A 量の見込み (か所)	19	19	19	19	19
		B 確保方策 (か所)	19	19	19	19	19
		B - A	0	0	0	0	0
本庁地区	利用人数	A 量の見込み	31,806	30,704	30,109	29,666	29,711
		B 確保の見込み	31,806	30,704	30,109	29,666	29,711
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	A 量の見込み (か所)	6	6	6	6	6
		B 確保方策 (か所)	6	6	6	6	6
		B - A	0	0	0	0	0
真和志地区	利用人数	A 量の見込み	25,843	24,947	24,463	24,104	24,140
		B 確保の見込み	25,843	24,947	24,463	24,104	24,140
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	A 量の見込み (か所)	5	5	5	5	5
		B 確保方策 (か所)	5	5	5	5	5
		B - A	0	0	0	0	0

首里地区	利用人数	A 量の見込み	15,903	15,353	15,055	14,833	14,855
		B 確保の見込み	15,903	15,353	15,055	14,833	14,855
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	A 量の見込み(か所)	3	3	3	3	3
		B 確保方策(か所)	3	3	3	3	3
		B - A	0	0	0	0	0
小緑地区	利用人数	A 量の見込み	25,843	24,947	24,463	24,104	24,140
		B 確保の見込み	25,843	24,947	24,463	24,104	24,140
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	A 量の見込み(か所)	5	5	5	5	5
		B 確保方策(か所)	5	5	5	5	5
		B - A	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を預かり、必要な保護を行う事業のうち、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において預かる事業です。

■確保の実績値(2018（平成30）年度）：補助実績 交付対象2園 延利用者数3,237人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、幼稚園の預かり保育の利用を希望する保護者が21.3%いることや、長期休業期間における教育・保育事業の利用について「利用したい」が76.5%いることを踏まえ、将来人口推計の減少率を乗じ、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

ほぼすべての幼稚園及びこども園において一時預かりに対応していることから、引き続き量の見込みに対応していきます。

単位（人日）

市全体			2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
	利用人数	A 量の見込み	23,790	23,087	21,799	21,372	21,018
		B 確保の見込み	23,790	23,087	21,799	21,372	21,018
		B - A	0	0	0	0	0
	施設数	確保方策 (施設の実施率%)	100	100	100	100	100
		確保方策(か所)	51	51	51	51	51

⑥一時預かり事業（一般型）

■事業内容：

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所等を利用していない幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

※ファミリー・サポート・センター事業については別掲

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：保育所等における一時預かり実績 10,095 人/19 園

■量の見込みの算定根拠：

利用希望実態調査結果において、不定期的に利用している一時預かり等の事業として保育の一時預かりを利用している保護者が 6.1%いることや、不定期な一時預かり等の事業利用を希望する保護者が 37.6%いることなどを踏まえ、将来人口推計の減少率を乗じ、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

実施可能な施設(現 25 園)において事業が実施できることを目標に、事業者と協力し、保育士確保を進めます。

単位（人日）

市 全 体			2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
	利 用 人 数	A 量の見込み	16,768	16,539	16,435	16,289	16,129
		B 確保の見込み	11,537	12,685	13,833	14,981	16,129
		B - A	△ 5,231	△ 3,854	△ 2,602	△ 1,308	0
	施 設 数	確保方策(か所)	21	22	23	24	25

⑦病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

■事業内容：

病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)とは、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

ファミリー・サポート・センター事業（病時・緊急対応強化事業）とは、協力会員が病時・病後時の預かり及び送迎を実施する事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：

病児保育事業 2,387 人(利用延べ人数)

ファミリー・サポート・センター 234 人(利用延べ人数)

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、子どもが病気やけがの際の対応として父親や母親が休んだと回答した保護者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する保護者が 31.9%います。それを踏まえ、病児保育及びファミリー・サポート・センター事業の 2018（平成 30）年度実績人数に、潜在的なニーズとして病児保育事業の受け入れできなかった児童数推計及び施設整備による需要増を加えた数を量の見込みとして算定しました。

■提供体制の考え方：

病児保育事業については、4 行政区ごとに一カ所の設置を想定し、量の見込みに対応します。ファミリー・サポート・センター事業については、協力会員の不足により利用人数が減少していますが、現状の利用人数を確保するため、実施事業者と協力し、協力会員の確保に努めます。

単位（人日）

			2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
市全体	病児保育事業	確保の見込み	2,387	2,587	2,587	2,787	2,787
		確保方策 (施設数 箇所)	3	4	4	5	5
	ファミリー・サポート・センター事業	確保の見込み	234	234	234	234	234
		確保方策 (施設数 箇所)	1	1	1	1	1
	合計 (利用人数)	A 量の見込み	2,721	2,871	2,871	3,021	3,021
		B 確保の見込み	2,621	2,821	2,821	3,021	3,021
		B - A	△ 100	△ 50	△ 50	0	0

⑧ファミリー・サポート・センターにおける子育て援助活動支援事業・一時預かり事業（一般型）

■事業内容：

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズに対応する事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：利用延べ人数 低学年 1,384 人、高学年 510 人

■量の見込みの算定根拠：

利用希望把握調査結果において、児童の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターの利用を希望する保護者が一定数いること及びファミリー・サポート・センターにおける就学児の実績を踏まえ、将来人口推計の減少率を乗じ、量の見込みを算定しました。

■提供体制の考え方：

実施事業者と協力し、協力会員の増に努め、量の見込みに対応します。

単位（人日）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
市 全 体	A 量の見込み	2,467	2,416	2,395	2,339	2,308
	B 確保の見込み	1,818	1,863	1,908	1,953	2,000
	B-A	△ 649	△ 553	△ 487	△ 386	△ 308

⑨利用者支援事業

■事業内容：

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

基本型は、主に教育・保育施設、地域子育て支援拠点等と連携し子育てに関する様々な相談に応じ、適切なアドバイスや情報提供を行い、出産後から就学前まで切れ目のない支援を実施します。

母子保健型は、主に妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じるとともに母子保健サービスに関する情報提供を行うなど、関係機関と連携して支援します。

■確保の実績値(2018（平成30）年度）：

基本型 相談延べ件数 629 件(2018（平成30）年7月開設・月平均約70件)

母子保健型 相談延件数 11,969 件(来所相談・電話相談等)

■量の見込みの算定根拠：

基本型は、現在の実績に SNS(LINE)相談の件数を加え、量の見込みとしました。少子化の傾向はあるものの、年々増加するものと見込んでおります。

母子保健型は、2018（平成30）年度の相談延件数を基本に前年度からの増加率を乗じ、さらに将来人口推計の減少率を乗じて算定しました。

■提供体制の考え方：

来所、電話、SNS(LINE)等の相談手法別に応じ、基本型及び母子保健型で連携し適切に対応します。

単位（件）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
基本型	A 量の見込み	1,080	1,102	1,124	1,146	1,169
	B 確保の見込み	1,080	1,102	1,124	1,146	1,169
	確保方策（施設数 か所）	1	1	1	1	1
母子保健型	A 量の見込み	12,551	13,161	13,800	14,471	15,174
	B 確保の見込み	12,551	13,161	13,800	14,471	15,174
	確保方策（施設数 か所）	1	1	1	1	1
合計	A 量の見込み	13,631	14,262	14,924	15,617	16,343
	B 確保の見込み	13,631	14,262	14,924	15,617	16,343
	確保方策（施設数 か所）	2	2	2	2	2
	B - A	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容：

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■確保の実績値(2018（平成30）年度）：訪問率91.6%(対象者数2,927人の内、2,682人に訪問実施)

■量の見込みの算定根拠：

量の見込みについては、推計人口の0歳の総数です。

■提供体制の考え方：

過去最高の2018（平成30）年度の訪問率実績を踏まえ2020（令和2）年度は91.8%と見込み、令和3年度以降は「沖縄県子どもの貧困対策計画」の目標値である92.0%を見込みました。

単位（人）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み	2,895	2,848	2,813	2,779	2,751
	B 確保の見込み	2,657	2,619	2,587	2,556	2,530
	確保方策 (訪問率 %)	91.8	92.0	92.0	92.0	92.0
	B - A	△ 238	△ 229	△ 226	△ 223	△ 221

⑪養育支援訪問事業

■事業内容：

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：107 人(実人数)

■量の見込みの算定根拠：

2018（平成 30）年度の実績を踏まえるとともに、過去の増加の割合等を勘案し、将来人口推計の減少率を乗じ算定しました。

■提供体制の考え方：

当該事業の対象となるすべての家庭に対して、十分な対応ができるよう事業を実施します。

単位（人）

		2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度
市 全 体	A 量の見込み	110	115	120	125	130
	B 確保の見込み	110	115	120	125	130
	B-A	0	0	0	0	0

⑫妊婦健康診査事業

■事業内容：

母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の健診に係る費用を助成し経済的負担の軽減を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

■確保の実績値(2018（平成 30）年度）：受診者実績 5,124 人(実人数)

■量の見込みの算定根拠：

過去の妊婦健康診査受診実人数と 0 歳児の出生数との割合を基に、将来人口推計を乗じ算定しました。

■提供体制の考え方：

確保の見込み（人）としては、2018（平成 30）年度の妊婦健康診査受診率（1 回目 91.6%）を基本に、毎年 0.5%の向上を図ります。

単位（人）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市 全 体	A 量の見込み	4,922	4,842	4,782	4,724	4,677
	B 確保の見込み	4,528	4,479	4,447	4,417	4,396
	確保方策 (受診率 %)	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0
	B - A	△ 394	△ 363	△ 335	△ 307	△ 281

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容：

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園に対して保護者が支払うべき給食の提供を受けた場合において、保護者が支払う給食費の一部を補足給付することにより、これらの者の経済的な負担の軽減を図る事業です。

■確保の実績値(2018（平成30）年度）：14人(月平均)

■量の見込みの算定根拠：

2019（令和元）年10月より、事業対象が変更になったため、2018（平成30）年度の私立幼稚園の対象世帯で算定しました。

■提供体制の考え方：

すべての対象世帯を補足し、給付します。

単位（人／月）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市 全 体	A 量の見込み	125	125	125	125	125
	B 確保の見込み	125	125	125	125	125
	確保方策（%）	100	100	100	100	100
	B - A	0	0	0	0	0

※ なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業以外には、本市では令和2年度に低所得者層に向けた主食費の減免制度を導入します。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 特別支援

■事業内容：

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための事業で、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

補助事業の要件として、特別な支援が必要なこどもを2名以上受け入れており、かつ、その

こどもの教育・保育を担当する職員を加配していることが補助要件であり、加配職員の費用として1号認定こども1人に対し月々65,300円を補助します。

なお、2号認定及び3号認定児(こども園・保育園等の利用児)に対しては、別の補助事業があります。

■確保の実績値(2018(平成30)年度):19人/10園

■量の見込みの算定根拠:

量の見込みにおいては、私立認定こども園の2018(平成30)年度対象児童数を基本に支援を要する児童の増を踏まえるとともに、将来人口推計の減少率を乗じて算定しました。

■提供体制の考え方:

特別な支援を要する園児を受け入れるすべての施設において、事業者と協力し、加配する保育士を確保することで量の見込みに対応します。

単位(人)

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み 【私立のみ (私立+公立)】	26(74)	27(77)	29(80)	30(84)	32(88)
	B 確保の見込み	26	27	29	30	32
	B-A	0	0	0	0	0
	確保方策 (対象施設 箇所)	10	15	20	25	31

※括弧書きは公立の対象児童を加えた数を参考値として示しておりますが、公立分については、市の事業として実施します。

(2) 新規参入施設等への巡回支援

■事業内容:

新規参入施設(事業者)に対して、事業開始の前後において、運営等に関する相談、助言及び指導等の支援を行うことにより、地域ニーズに則した保育等の実施を推進する事業です。

■確保の実績値(2018(平成30)年度):56箇所

■量の見込みの算定根拠:

量の見込みは、新規参入施設(事業者)数等を基本に、必要に応じ事業開始後の当面の間実施することを想定し、新規施設数等と新規施設数の減を勘案し算定しました。

■提供体制の考え方:

保育士及び幼稚園教諭等の資格等を有する職員を配置することにより、量の見込みの箇所数に対応します。

単位（か所）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み (施設数 か所)	13	11	9	7	5
	B 確保の見込み (施設数 か所)	13	11	9	7	5
	B - A	0	0	0	0	0
	確保方策（人）	2	2	2	1	1

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容：

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

■確保の実績値(2018（平成30）年度）：個別支援会議開催実績 140 回

■量の見込みの算定根拠：

2018（平成30）年度の個別支援会議及び関係機関による進行管理会議等の開催実績を基に、対象児童が年々増加することを見込み算定しました。

■提供体制の考え方：

必要に応じて新たに関係機関の参画を図り、当該事業を実施します。

単位（回）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
市全体	A 量の見込み (回)	153	160	167	173	180
	B 確保の見込み (回)	153	160	167	173	180
	B - A	0	0	0	0	0
	確保方策 (施設数 か所)	1	1	1	1	1

4 計画の推進に関する課題について

「第4章 量の見込みと確保方策」においては、利用希望把握調査結果や実績等に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量となる量の見込みを算定し、量の見込みに対応するための目標値となる確保の見込み等を定めました。また、確保の見込み等を達成するための5カ年間の本市の方策について、提供体制の考え方として整理しました。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5カ年間に於いて、認定こども園や認可保育園等の利用定員の調整や整備及び子ども・子育て支援事業の実施などについては、本計画で定めた確保の見込み等の達成に向けて、計画に沿って進めていくことになります。

こうした中、2019（令和元）年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まり、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。本市においても、2019（平成31）年4月1日時点における待機児童数が250人に上っており、第2期計画においては待機児童の解消に向けた対策が必要不可欠です。

また、本市では、これまですべての子どもが教育・保育施設等を利用できるよう、保育の量の確保に向けて施設の整備等に取り組んできました。教育・保育の量的な確保が進む中で、幼児期の教育・保育の質に対する保護者のニーズが高まっています。

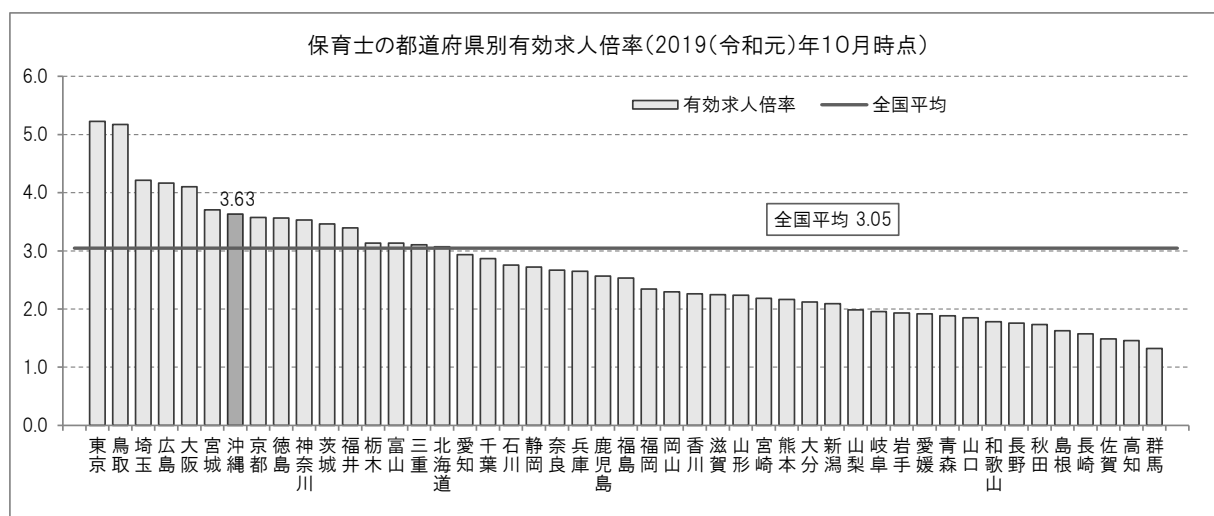
こうしたことを踏まえ、第2期計画を推進していくにあたり、量の見込みや確保の見込み等にかかわる部分以外の本市の課題について、以下まとめました。

（1）保育士等の確保に関することについて

（現状）

本計画の達成に向けては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が必要不可欠です。

保育士等の人材不足は全国的な問題となっておりますが、沖縄県の2019（令和元）年10月時点における保育士の有効求人倍率は、全国平均の3.05倍よりも高い3.63倍で、47都道府県中7番目となっております。他府県に比べ保育士の確保がより厳しい状況にあります（※出典：厚生労働省「職業安定業務統計」）。



本市においても、2019（令和元）年4月1日現在、私立の31施設で68人の保育士等に不足が生じ、計画の推進に支障が生じていることから、保育士等の確保が大きな課題となっています。

また、大学や専門学校を卒業し、保育士等として採用されている者は毎年多くいるものの、その一方で離職者も多く、保育士等の定着も課題の一つとなっています。

さらに、2018(平成30)年度の県内養成校卒業生550名のうち、約8割が教育・保育施設に就職していますが、残りの約2割が他業種に進んでいる実績もあることから、今後新卒者に向けた対策等についても検討する必要があります。

（対策）

保育士等の人手不足は、本市のみならず全県、全国的な課題であります。本計画を実行性あるものとするためには、離職防止と潜在保育士の就労復帰に重点的に取り組み、必要数の保育士等を確保することが重要です。

本市としては、給与面の処遇改善については、国の処遇改善事業のⅠ、Ⅱ等の事業を適切に実施し、引き続き改善に努めていきます。

なお、沖縄県保育士・保育所総合支援センターが離職した保育士等に対して行った調査によると、離職の理由として最も多いのは「働き方や休み方」、次に「人間関係や園の雰囲気」、次に給与等の「処遇」となっていることから、離職防止の対策としては勤務環境の改善についても重点的に取り組みます。

新規保育士の確保と離職防止に向けては、国県補助事業や本市の単独事業を引き続き実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行います。

保育士確保に関する主な事業一覧(※⑥～⑨は潜在保育士発掘に向けた那覇市単独事業)

(ア 保育士の離職防止に関する事業)		(イ 保育士確保に関する事業)	
① 保育士年休取得等支援事業(県一括交付金事業)	⑤ 保育士試験受験者支援事業(県一括交付金事業)	⑥ 潜在保育士の再就職応援給付事業	
② 保育体制強化事業(県補助事業)	⑦ 保育士保育料軽減事業	⑧ 働き方改革支援事業	
③ 保育士休憩取得支援事業(県一括交付金事業)	⑨ 潜在保育士就業体験事業		
④ 保育士正規雇用化促進事業(県補助事業)			

（２）質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供について

（現状）

本市では、国の指針や要領等に基づいた教育・保育が実施されているかなどを本市の指導監査により確認するほか、研修会などの開催や現場に直接出向くことなどにより、教育・保育の質の確保に取り組んできました。

また、これまで待機児童の解消のため、保育の量的な拡大に取り組んできた結果、多くの保育施設が整備され、保育士等が新たに採用されている現状にあることから、保育現場への支援、指導・助言や、認可外保育施設を含めた研修の充実を図ることが重要であると認識しています。

こうした中、2019(令和元)年度に就学前の教育・保育の質の向上に向けて、実務経験を有する専門職である「指導保育教諭」職を配置する「こども教育保育課」を新設し、現場における指導、

相談支援、助言及び調査研究等を行うとともに研修等の充実を図ることで、教育・保育の質の維持・向上に取り組んでいます。

また、こども教育保育課を中心に、教育・保育に係る相談支援事業のほか、施設監査及び確認監査などを通じた運営状況の把握及び助言指導に係る機能を活用し、教育・保育施設等の質の確保に取り組めます。

(対策)

教育・保育の質の確保のためには、保育所保育指針や認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づく教育・保育をそれぞれの園で実施することが基本であり、教育・保育の質を市内のすべての教育・保育施設において担保することが市の責務です。

どの施設においても子ども達に質の高い乳幼児期の教育・保育が提供できるように、乳幼児期の発達の特徴を踏まえた実践をはじめ、保育士、保育教諭及び幼稚園教諭の資質の向上を図るための研修等や保幼小連携の充実を推進し、すべての子ども達の最善の利益の実現を目指します。

今後、体制のさらなる強化を図り、研修事業を含めた事業の拡大・充実を検討するとともに、児童福祉法等に基づく第三者評価の受審を促すなど、本市の就学前教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。

また、中核市として行っている指導監査とともに、確認監査の確立を図ることで、さらなる取り組みの充実・強化を促進します。

教育・保育の質の向上に関する主な事業一覧

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・子育て支援員研修事業 | ・教育課程充実事業 |
| ・認可外保育施設等保育の質向上事業 | ・保育内容充実支援事業 |

(3) その他関連事業に関する人員等の確保による質の担保について

放課後児童健全育成事業やファミリー・サポート・センター事業などの事業実施については、近年の人手不足等から必要な人材の確保が困難となっており、事業の適正な質の担保を図るうえで処遇等の改善等を図る必要があります。そのため、必要な施策の実施に取り組んでいきます。

第5章 次世代育成支援対策としての関連施策(行動計画)

本章においては、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく本市の行動計画として、本市の他の個別計画に定めるものの他必要な計画として、児童館に関する計画及び子育て世帯への支援に関する計画を定めるものとします。

児童館の機能については、児童虐待など子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する取り組みが求められ、それに基づき、児童福祉法の改正が行われました。それを踏まえ、2018(平成30)年10月に改正された「児童館ガイドライン」においては、児童福祉施設としての役割に基づき、児童館の施設特性を新たに示し、拠点性、多機能性、地域性の3点に整理されています。

本市においても、「児童館ガイドライン」に基づく児童館の活用・機能拡充について、取り組むことが求められています。

こどもの健全育成にむけた児童館の活用の推進

(1) 那覇市の児童館の現状と課題

①施設について

ア)現状

那覇市の児童館は、現在10館設置しており、児童館機能を併有する緑ヶ丘公園集会所を含めると、市内においては、11施設において、こどもの健全育成に資する施設としての役割を果たしているところです。

地区毎の配置状況としては、約39km²の市域の中に、本庁地区4館、首里地区2館、真和志地区3館、小禄地区2館となっております。また、2019(平成31)年4月現在の19歳以下の人口で地域の状況を見ると本庁地区18,932人に対し4館、首里地区12,228人に対し2館、真和志地区20,532人に対し3館、小禄地区13,826人に対し2館と、概ね人口に比例した施設数となっており、一定程度の均衡ある配置となっています。

なお、本市では、長期的な少子高齢化を踏まえ、市の保有する施設を総合的かつ統括的に管理、活用するための「那覇市ファシリティマネジメント推進方針」(2015(平成27)年3月)において、市有建物全体の床面積を最終年度までに15%~20%縮減することを目標としています。そのような状況から、本市においては、児童館の新規設置に関する計画はされていない状況です。

イ)課題

本市の児童館等は、11館中6館が築30年を経過しており、老朽化が進んでいることから、設備を含む建物全体の大規模修繕等、その対策が急がれています。

4地区の地域バランスは一定程度保たれているものの、小学生等にとっては、徒歩圏域での利用を想定した場合、利用しづらい地域もある状況となっています。

②機能等について

ア)現状

本市の児童館は、条例において、児童(0歳から18歳未満)に「健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供する」ことを目的に設置しています。

児童館の利用は、祝日及び第3日曜日以外は基本的に開館しており、県内市町村の多くが

毎週日曜日を休館している現状から、他市等と比較し、本市は開館日を多く設けている状況です。

開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとし、地域の活動拠点として利用する場合は、午後 10 時まで貸館的業務を実施できる規定となっています。

利用方法については、一旦、帰宅してからの利用となり、2017（平成 29）年度で延べ 29 万人の利用があり、小学生が 56%、保護者等が 21%、乳幼児が 13%、中学生及び高校生が 10%となっています。

イ)課題

児童館は、児童福祉法に基づき、18 歳未満を対象としていますが、平日の利用のうち、中学生及び高校生については、下校時間から閉館時間までの間隔が短いことなどから、利用者が少ない状況となっています。

また、児童館は学校から一旦帰宅し利用することを原則としていますが、家庭に保護者がいない状況が一時的に生じる場合や、塾や習い事の無い曜日に利用が必要な場合など、安全確保の観点から、学校から帰宅せず、児童館を利用することが望ましい児童がいます。さらに、こどもの貧困対策や児童虐待防止等の観点から、こどもの居場所としての利活用なども求められています。

近年、ニーズは増々多様化しており、それに対応できる児童館の機能拡充が必要となっています。

③運営について

ア)現状

2019（平成 31）年 4 月現在、児童館全 10 館は、指定管理者制度を導入しており、指定管理者は、社会福祉法人が 7 施設（うち社会福祉協議会が 3 施設）、認定 N P O 法人が 1 施設、一般社団法人等が 2 施設管理しています。なお、緑ヶ丘公園集会所は、直営により運営しています。

指定管理者においては、職員体制は、館長 1 名、児童厚生員 2 名の配置を最低条件として付しているところであり、運営時には、補助員等も配置し、繁忙期の対応を行っています。

イ)課題

児童福祉法に基づき、児童館には、児童厚生員を置かなければなりませんが、その資格の条件の一つとして保育士があり、待機児童問題等に関連して保育士不足が顕著となっており、児童厚生員の確保が厳しい状況です。

児童厚生員等の給与等の処遇については、指定管理者としては、指定管理料に基づき設定することとなりますが、機能拡充に向けても、役割に相当する適正な人件費の確保が必要です。特に、地域に密着した運営を担う観点から、地域の N P O が指定管理者となっている館においては、指定管理料がその収入のほとんどを占める場合もあり、役割と機能に見合う設定の必要性があると考えられます。

（２）施策の方向性

①施設について

本市の児童館については、11 館（緑ヶ丘公園集会所を含む。）体制の維持を基本とします。老朽化した館については、必要な耐震工事及び修繕を実施し長寿命化を図るとともに、児童館機能を維持するために必要な設備等の修繕を図るものとします。

新たな施設の設置は、本市のファシリティマネジメント等の観点から行わないものとしませんが、地域における子育て環境の充実に向け、放課後総合プランによる居場所づくりを推進するとともに、小学校地域連携室等の他の公共施設の活用を検討し、各児童館管轄下の小学校区において、移動児童館等の実施など、利用しづらい地域への対応を推進するとともに、本市小学校区まちづくり協議会等の活動にもつながる事業に取り組むものとしします。

②機能等について

平日の利用のうち、中学生及び高校生については、下校時間から閉館時間までの間隔が短く、十分な児童館の利用が確保できないことから、夕方の時間帯において、適正な帰宅時間の確保を前提に、13歳から18歳対象の利用時間の延長を検討するものとしします。

また、保護者の幅広いニーズに対応する取り組みとして、利用許可を受けた児童が、学校の放課後に家に帰らずに、安全な居場所として児童館を直接活用する、いわゆる「ランドセル来館」をモデル的に実施し、得られる効果と課題を検証しながら、導入を検討するものとしします。

さらに、児童虐待及び貧困対策等を含め、地域における子どもの健全育成の結節点として相談・調整等の機能を強化し、本市が進める小学校区まちづくり協議会等の地域コミュニティとの連携も強化します。

③運営について

行政としても、直接的に児童館運営のノウハウを蓄積し、指定管理者に対する助言・指導等を含めて、児童館全体の機能を維持し、向上させるため原則1館は直営を維持することとしします。

指定管理者制度による運営については、機能の強化等を図るとともに、児童厚生員を確保し安定した運営を行うため、適正な指定管理料の確保を図るものとしします。

児童館の概要(2019 (平成 31) 年 4 月)

区分 館名	所在地	建物構造	建物 面積(m ²)	開館 年月	運営方法	2018 (平成 30) 年度利用 人数(延べ)
久場川 児童館	首里久場川町 2 丁目 18 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建て	324.54	1978 (昭和 53) 年 5 月	指定管理	36,707 人
若狭 児童館	若狭 3 丁目 18 番 1 号(市営住宅 1 階)	鉄筋コンクリート造	348.76	1979 (昭和 54) 年 4 月	指定管理	25,550 人
壺屋 児童館	壺屋 1 丁目 5 番 13 号	鉄筋コンクリート造 4 階建て	756.76	1983 (昭和 58) 年 5 月	指定管理	19,123 人
小禄 児童館	字小禄 5 丁目 4 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建て	457.42	1984 (昭和 59) 年 5 月	指定管理	26,937 人
識名 児童館	識名 2 丁目 5 番 5 号	鉄筋コンクリート造	498.94	1985 (昭和 60) 年 1 月	指定管理	27,556 人
国場 児童館	字国場 353 番地	鉄筋コンクリート造	402.58	1986 (昭和 61) 年 5 月	指定管理	24,218 人
大名 児童館	首里大名町 2 丁目 75 番地	鉄筋コンクリート木造 瓦葺き 2 階建て	559.86	1992 (平成 4) 年 7 月	指定管理	3,279 人
金城 児童館	金城 3 丁目 5 番地 4	那覇市総合福祉 センター内	322.5	1995 (平成 7) 年 4 月	指定管理	40,270 人
安謝 児童館	安謝 2 丁目 15 番 1 号	安謝福祉複合 施設ふれあい プラザ内	400.62	1998 (平成 10) 年 4 月	指定管理	45,346 人
古波蔵 児童館	字国場 1169 番 地 4	鉄筋コンクリート造 4 階建 1 階部分	263.68	2003 (平成 15) 年 4 月	指定管理	11,481 人
緑ヶ丘公 園集会所 (にじいろ 館)	牧志 1 丁目 6 番 55 号	鉄筋コンクリート造 1 階建て	299.76	2018 (平成 30) 年 7 月	直営	15,230 人

第6章 計画の進行管理

計画の推進に向けて

本市では、計画の策定に向けて、学識経験者や、関係機関・関係団体の代表者、教育関係者、子育ての当事者などから構成される「那覇市こども政策審議会」を設置し、議論を行ってきました。

那覇市こども政策審議会は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。

そのため、計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、那覇市こども政策審議会に報告するとともに、必要な場合は諮問等を行うこととします。

なお、計画における実施状況の点検・評価については、那覇市のホームページ等で公表します。



資料編

1 那覇市こども政策審議会規則

平成19年9月28日

規則第46号

改正 平成23年11月1日規則第46号

平成25年3月29日規則第45号

平成26年11月28日規則第55号

平成27年8月13日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市こども政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の2第3項において準用する同令第174条の26第3項本文、第4項及び第5項前段の規定によりその権限に属させられた事項
- (4) その他本市のこども関連の施策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の合計の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

- 第7条 特別の事項を調査審議するため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員及び臨時委員のうちから、審議会の議を経て会長が指名する。
 - 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。
 - 4 部会長は、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
 - 5 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

- 第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、こどもみらい部こども政策課において処理する。

(委任)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 平成23年11月21日において現に正委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

付 則(平成23年11月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第45号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市障害児等早期療育委員会規則(昭和58年那覇市規則第33号)は、廃止する。

付 則(平成26年11月28日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。)附則第1条本文の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、第2条の規定の施行の日前においても、この規則の規定の例により、那覇市こども政策審議会において調査審議することができる。

付 則(平成27年8月13日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 那覇市こども政策審議会 委員名簿

正委嘱（任期：2018(平成30)年8月30日～2020(令和2)年8月29日）

※4,7,8,11の委員は、2019(令和元)年7月8日～2020(令和2)年8月29日

	氏名	所属等
1	ひらた みきお 平田 幹夫	琉球大学教育学部 教授
2	てるや けんた 照屋 建太	沖縄キリスト教短期大学 教授
3	やう あさお 屋良 朝雄	那覇市立病院 理事長
4	ち な さだのり 知名 定徳	那覇市 PTA 連合会 会長
5	つちや ゆみこ 土屋 由美子	子育て応援キャラバン隊なは「はぐくみ」 相談役
6	い し みね こういち 伊志嶺 公一	沖縄弁護士会 弁護士
7	とうま ゆかり 當眞 ゆかり	那覇地区公立幼稚園会・園長会 那覇・南北 大東支部会長
8	とくら みのる 都倉 稔	沖縄中央児童相談所 所長
9	ちねん かずえ 知念 和江	那覇市母子寡婦福祉会 理事
10	やましう かつひで 山城 勝秀	那覇市民生委員児童委員連合会 民生委員・児童委員
11	みやぎ としやす 宮城 利安	一般社団法人那覇青年会議所 世の中総活躍 委員会委員長
12	いけ せいこ 池間 生子	沖縄大学人文学部 教授
13	いは なりこ 伊波 就子	那覇市子ども会育成連絡協議会 副会長

3 那覇市子ども・子育て支援事業計画策定経過

時期	内 容
2019（平成 31）年 1 月～2 月	子ども子育てに関するニーズ調査の実施
2019（平成 31）年 2 月～3 月	子ども子育てに関するヒアリング調査の実施
2019（平成 31）年 4 月 22 日(月)、23 日(火)	子ども子育てに関する個別ヒアリング調査の実施
2019（令和元）年 7 月 8 日（月）	令和元年度 第 1 回那覇市こども政策審議会
2019（令和元）年 8 月 19 日（月）	那覇市子ども・子育て支援事業計画策定検討チーム会議
2019（令和元）年 8 月 2 8 日（水）	令和元年度 第 2 回那覇市こども政策審議会 ※関係団体(4 団体)から意見聴取を行いました。
2019（令和元）年 11 月 5 日(火)	令和元年度 第 3 回那覇市こども政策審議会 ※関係団体(2 団体)から意見聴取を行いました。
2019（令和元）年 12 月 24 日(火)	●令和元年度 第 4 回那覇市こども政策審議会 ※市長への答申の取りまとめ ●市長への答申
2019（令和元）年 12 月 25 日(水)～ 2020（令和 2）年 1 月 24 日(金)	パブリックコメントの実施
2020（令和 2）年 2 月 4 日(火)	庁議付議
2020（令和 2）年 2 月 17 日(月)	パブリックコメントの実施結果の公表
2020（令和 2）年 3 月	第 2 期那覇市子ども・子育て支援事業計画の策定

4 パブリックコメントの実施結果

■ 提出人数及び意見の数

提出人数	3 人
意見件数	8 件

■ 意見の内訳

意見分類	意見数
計画(案)全体に関する意見	3 件
待機児童解消に関する意見	2 件
保育士等の確保に関する意見	1 件
放課後児童健全育成事業に関する意見	1 件
乳児家庭全戸訪問事業に関する意見	1 件

那覇市のホームページアドレス及び QR コード
<https://www.city.naha.okinawa.jp/>



第 2 期那覇市子ども・子育て支援事業計画
編集・発行：那覇市 こどもみらい部 こども政策課
TEL 098-861-2110 FAX 098-917-0106



那覇市のホームページアドレス及び QR コード

<https://www.city.naha.okinawa.jp/>

第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画

検索



第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画

編集・発行：那覇市 こどもみらい部 こども政策課

TEL 098-861-2110 FAX 098-917-0106